

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道告示第299号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
令和4年5月13日

北海道知事 鈴木直道

- 随意契約に係る特定役務の名称及び調達予定数量
道税に係る収納磁気テープ作成業務（1件当たりの単価） 1,328,000件
- 随意契約の相手方を決定した日
令和4年3月25日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社北洋銀行
(2) 住 所 札幌市中央区大通西3丁目7番地
- 随意契約に係る契約金額
22円00銭
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総務部財政局税務課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第300号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

令和4年5月13日

北海道知事 鈴木直道

池田土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	令和4.4.16	理 事	多 田 英 俊	中川郡池田町字千代田615番地
同	同	同	宮 前 裕 治	池田町字豊田311番地の2
同	同	同	小 畑 富 雄	池田町字東台9番地の2
同	同	同	守 内 薫	池田町字千代田34番地の4
同	同	同	竹 田 幸 司	池田町字東台361番地の1
同	同	同	水 上 武 重	池田町字豊田34番地の5

目 次

告 示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示……………（税務課） 13
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課） 13
- 土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 14
- 土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課） 14
- 土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の廃止の認可（農業施設管理課） 14
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 14
- 森林法による通知に代える公示……………（治山課） 15

道立病院局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 15

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 17
- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 18
- 特定調達契約に係る資格に関する公示…………… 19
- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 20

道公安委員会規則

- 運転免許取得者等検査に関する規則…………… 21
- 運転免許取得者等教育に関する規則…………… 29
- 道路交通法施行細則及び道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則…………… 34

道警察本部告示

- 停止処分者講習実施規程の一部を改正する規程…………… 41
- 高齢者講習実施規程及び特定任意高齢者講習等実施規程の一部を改正する規程…………… 42
- 若年運転者講習実施規程…………… 57
- 北海道警察本部告示の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する告示の一部改正…………… 64

告 示

同	同	同	山内道治	同	池田町字青山342番地の1
同	同	同	金岡猛	同	池田町字東台711番地の12
同	同	同	神森隆幸	同	池田町字千代田88番地の3
同	同	監事	河口賢悟	同	池田町字東台551番地の1
同	同	同	横田和豊	同	池田町字千代田554番地の5
同	同	同	梅田和男	同	池田町字利別本町19番地の18
同	同	同	武田茂	同	池田町字千代田146番地の5
退任	令和 4. 4.15	理事	神谷輝俊	同	池田町字豊田144番地の6
同	同	同	多田英俊	同	池田町字千代田615番地
同	同	同	宮前裕治	同	池田町字豊田311番地の2
同	同	同	竹田幸司	同	池田町字東台361番地の1
同	同	同	守内薫	同	池田町字千代田34番地の4
同	同	同	山内道治	同	池田町字青山342番地の1
同	同	同	小畑富雄	同	池田町字東台9番地の2
同	同	同	金岡猛	同	池田町字東台711番地の12
同	同	同	神森隆幸	同	池田町字千代田88番地の3
同	同	監事	河口賢悟	同	池田町字東台551番地の1
同	同	同	横田和豊	同	池田町字千代田554番地の5
同	同	同	梅田和男	同	池田町字利別本町19番地の18

上磯土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	令和 4. 4.22	監事	天満浩之	北斗市東浜2丁目36番3号

北海道告示第301号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年5月13日

北海道知事 鈴木直道

認可年月日	土地改良区名
令和 4. 4.27	上ノ国土地改良区
同	厚沢部土地改良区
同	てしおがわ土地改良区
同	美瑛土地改良区
令和 4. 4.28	北海土地改良区
同	当別土地改良区

同	新えべつ土地改良区
同	篠津中央土地改良区

北海道告示第302号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

令和4年5月13日

北海道知事 鈴木直道

土地改良区名	土地改良施設名	管理規程の概要
狩場利別土地改良区	丹羽頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	神丘頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第303号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、オロロン土地改良区が管理する南千代田第2頭首工に係る管理規程の廃止を認可した。

令和4年5月13日

北海道知事 鈴木直道

廃止した管理規程の概要
南千代田第2頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第304号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年5月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
茅部郡鹿部町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び鹿部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第305号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を登別市役所の掲示場に掲示した。

令和4年5月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和4年北海道告示第177号
2 所在が不明な者 大橋 誠治郎、守山 貴美子、守山 哲知、守山 雄知、神代知美、菊地 勇、福田 徳雄、附田 多紀子、附田 禎子

道立病院局告示

北海道道立病院局告示第14号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和4年5月13日

北海道病院事業管理者 鈴木信寛

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- | | |
|---|------|
| (1) ノボラピッド注 フレックスタッチ (1包装当たりの単価) | 14箱 |
| (2) プルモザイム吸入液2.5mg (1包装当たりの単価) | 4箱 |
| (3) アセレンド注100μg (1包装当たりの単価) | 62箱 |
| (4) サブパック血液ろ過用補充液-Bi (1包装当たりの単価) | 33箱 |
| (5) ツムラ牛車腎気丸エキス顆粒(医療用) (1包装当たりの単価) | 14箱 |
| (6) ビペリデン塩酸塩細粒1%「アメル」 (1包装当たりの単価) | 4箱 |
| (7) ブコラム口腔用液2.5mg (1包装当たりの単価) | 4箱 |
| (8) ユニツキシ点滴静注17.5mg/5mL (1包装当たりの単価) | 4箱 |
| (9) 赤十字アルブミン25%静注12.5g/50mL (1包装当たりの単価) | 30箱 |
| (10) KCL注10mEqキット「テルモ」 (1包装当たりの単価) | 8箱 |
| (11) アルチバ静注用2mg (1包装当たりの単価) | 118箱 |
| (12) イオヘキソール300注20mL「F」 (1包装当たりの単価) | 9箱 |
| (13) オーグメンチン配合錠250RS (1包装当たりの単価) | 41箱 |
| (14) ヒュミラ皮下注40mgペン0.4mL (1包装当たりの単価) | 10箱 |

- | | |
|---|------|
| (15) ファンガード点滴用50mg (1包装当たりの単価) | 5箱 |
| (16) ヘプタボックス-I I水性懸濁注シリンジ0.25mL (1包装当たりの単価) | 190箱 |
| (17) ボースデル内用液10 (1包装当たりの単価) | 6箱 |
| (18) リスパダール細粒1% (1包装当たりの単価) | 8箱 |
| (19) リネゾリド点滴静注600mg/300mL「HK」 (1包装当たりの単価) | 10箱 |
| (20) リボトリール細粒0.1% (1包装当たりの単価) | 14箱 |
| (21) ロドピン細粒10% (1包装当たりの単価) | 10箱 |
| (22) アルツディスポ関節注25mg (1包装当たりの単価) | 121箱 |
| (23) イーケプラドライシロップ50% (1包装当たりの単価) | 26箱 |
| (24) イオプロミド300注シリンジ100mL「BYL」 (1包装当たりの単価) | 24箱 |
| (25) エムラクリーム (1包装当たりの単価) | 184箱 |
| (26) ザイボックス注射液600mg (1包装当たりの単価) | 11箱 |
| (27) ジプレキサザイディ錠10mg (1包装当たりの単価) | 4箱 |
| (28) ジプレキサ錠10mg (1包装当たりの単価) | 16箱 |
| (29) ソリターT配合顆粒3号 (1包装当たりの単価) | 156箱 |
| (30) トリクロリールシロップ10% (1包装当たりの単価) | 88箱 |
| (31) パルクス注10μg (1包装当たりの単価) | 104箱 |
| (32) ヘパリンナトリウム注N5千単位/5mL「AY」 (1包装当たりの単価) | 253箱 |
| (33) ミカファンギンNa点滴静注用50mg「ニプロ」 (1包装当たりの単価) | 16箱 |
| (34) ラコールNF配合経腸用液 (1包装当たりの単価) | 95箱 |
| (35) 注射用水PL「フソー」 (1包装当たりの単価) | 192箱 |
| (36) 注射用水バッグ「フソー」 (1包装当たりの単価) | 543箱 |
| (37) アムビゾーム点滴静注用50mg (1包装当たりの単価) | 15箱 |
| (38) アンテベート軟膏0.05% (1包装当たりの単価) | 34箱 |
| (39) エレンターLP乳幼児用配合内用剤 (1包装当たりの単価) | 160箱 |
| (40) ゲーフィス錠5mg (1包装当たりの単価) | 12箱 |
| (41) シナジス筋注液100mg (1包装当たりの単価) | 35箱 |
| (42) デエビゴ錠10mg (1包装当たりの単価) | 25箱 |
| (43) デエビゴ錠2.5mg (1包装当たりの単価) | 7箱 |
| (44) ニフレック配合内用剤(バッグ) (1包装当たりの単価) | 14箱 |
| (45) ニューモボックスNPシリンジ (1包装当たりの単価) | 63箱 |
| (46) フラジール内服錠250mg (1包装当たりの単価) | 13箱 |
| (47) ベシケアOD錠5mg (1包装当たりの単価) | 11箱 |
| (48) ヘパリン類似物質クリーム0.3%「日医工」 (1包装当たりの単価) | 14箱 |

(49) ミルセラ注シリンジ250 μ g (1包装当たりの単価)	6箱
(50) ミンクリア内用散布液0.8%「あすか」(1包装当たりの単価)	16箱
2 落札を決定した日	
令和4年3月22日	
3 落札者の氏名及び住所	
(1) 1の(1)及び(2)	
ア氏名 株式会社スズケン	
イ住所 愛知県名古屋市中区東片端町8番地	
(2) 1の(3)から(9)まで	
ア氏名 株式会社ほくやく	
イ住所 札幌市中央区北6条西16丁目1番地5	
(3) 1の(10)から(21)まで	
ア氏名 株式会社モロオ	
イ住所 札幌市中央区北3条西15丁目1番50	
(4) 1の(22)から(36)まで	
ア氏名 アルフレッサ株式会社	
イ住所 東京都千代田区内神田1丁目12番1号	
(5) 1の(37)から(50)まで	
ア氏名 株式会社メディセオ	
イ住所 東京都中央区八重洲2丁目7番15号	
4 落札金額	
(1) ノボラピッド注 フレックスタッチ (1包装当たりの単価)	3,000円
(2) プルモザイム吸入液2.5mg (1包装当たりの単価)	186,570円
(3) アセレンド注100 μ g (1包装当たりの単価)	14,680円
(4) サブパック血液ろ過用補充液-Bi (1包装当たりの単価)	4,095円
(5) ツムラ牛車腎気丸エキス顆粒(医療用) (1包装当たりの単価)	1,016円
(6) ビペリデン塩酸塩細粒1%「アメル」(1包装当たりの単価)	6,516円
(7) ブコラム口腔用液2.5mg (1包装当たりの単価)	4,011円
(8) ユニツキシ点滴静注17.5mg/5mL (1包装当たりの単価)	1,216,882円
(9) 赤十字アルブミン25%静注12.5g/50mL (1包装当たりの単価)	3,704円
(10) KCL注10mEqキット「テルモ」(1包装当たりの単価)	1,426円
(11) アルチバ静注用2mg (1包装当たりの単価)	7,255円
(12) イオヘキソール300注20mL「F」(1包装当たりの単価)	4,381円
(13) オーグメンチン配合錠25ORS (1包装当たりの単価)	1,163円

(14) ヒュミラ皮下注40mgペン0.4mL (1包装当たりの単価)	44,913円
(15) ファンガード点滴用50mg (1包装当たりの単価)	31,711円
(16) ヘプタボックス-III水性懸濁注シリンジ0.25mL (1包装当たりの単価)	1,915円
(17) ボースデル内用液10 (1包装当たりの単価)	3,683円
(18) リスパダール細粒1% (1包装当たりの単価)	11,352円
(19) リネゾリド点滴静注600mg/300mL「HK」(1包装当たりの単価)	30,229円
(20) リボトリール細粒0.1% (1包装当たりの単価)	916円
(21) ロドピン細粒10% (1包装当たりの単価)	4,201円
(22) アルツデイスボ関節注25mg (1包装当たりの単価)	6,667円
(23) イーケプラドライシロップ50% (1包装当たりの単価)	14,276円
(24) イオプロミド300注シリンジ100mL「BYL」(1包装当たりの単価)	16,640円
(25) エムラクリーム (1包装当たりの単価)	3,907円
(26) ザイボックス注射液600mg (1包装当たりの単価)	47,120円
(27) ジプレキサザイデイス錠10mg (1包装当たりの単価)	73,341円
(28) ジプレキサ錠10mg (1包装当たりの単価)	20,955円
(29) ソリターT配合顆粒3号 (1包装当たりの単価)	2,895円
(30) トリクロリールシロップ10% (1包装当たりの単価)	4,400円
(31) パルクス注10 μ g (1包装当たりの単価)	7,688円
(32) ヘパリンナトリウム注N5千単位/5mL「AY」(1包装当たりの単価)	1,145円
(33) ミカファンギンNa点滴静注用50mg「ニプロ」(1包装当たりの単価)	15,927円
(34) ラコールNF配合経腸用液 (1包装当たりの単価)	2,700円
(35) 注射用水PL「フソー」(1包装当たりの単価)	3,314円
(36) 注射用水バッグ「フソー」(1包装当たりの単価)	1,860円
(37) アムビゾーム点滴静注用50mg (1包装当たりの単価)	5,000円
(38) アンテベート軟膏0.05% (1包装当たりの単価)	783円
(39) エレンターLP乳幼児用配合内用剤 (1包装当たりの単価)	5,180円
(40) グーフィス錠5mg (1包装当たりの単価)	7,857円
(41) シナジス筋注液100mg (1包装当たりの単価)	91,940円
(42) デエビゴ錠10mg (1包装当たりの単価)	11,139円
(43) デエビゴ錠2.5mg (1包装当たりの単価)	4,685円

(44) ニフレック配合内用剤 (バッグ) (1包装当たりの単価)	7,239円
(45) ニューモバックスNPシリンジ (1包装当たりの単価)	4,108円
(46) フラジール内服錠250mg (1包装当たりの単価)	3,146円
(47) ベシケアOD錠5mg (1包装当たりの単価)	9,482円
(48) ヘパリン類似物質クリーム0.3%「日医工」 (1包装当たりの単価)	1,180円
(49) ミルセラ注シリンジ250μg (1包装当たりの単価)	24,917円
(50) ミンクリア内用散布液0.8%「あすか」 (1包装当たりの単価)	7,239円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和4年2月8日付け北海道立病院局告示第2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道立病院局経営改革課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第88号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和4年5月13日

北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び調達予定数量
- (1) 調達をする物品等の名称 電力 (低圧)
- (2) 低圧電力の契約種別及び調達予定数量
- ア 従量電灯B
- (ア) 契約電力 (1契約当たりの単価)
- a 20A 1校
- b 30A 1校
- c 40A 1校
- (イ) 使用電力量
- a 最初の120kWhまで (1kWh当たりの単価) 1校 2,416kWh
- b 120kWhを超え280kWhまで (1kWh当たりの単価) 1校 2,072kWh
- c 280kWhを超える分 (1kWh当たりの単価) 1校 11,385kWh
- イ 従量電灯C
- (ア) 契約電力 (1kVA当たりの単価) 2校 58kVA

(イ) 使用電力量		
a 最初の120kWhまで (1kWh当たりの単価)	2校	2,537kWh
b 120kWhを超え280kWhまで (1kWh当たりの単価)	2校	2,677kWh
c 280kWhを超える分 (1kWh当たりの単価)	2校	9,957kWh

ウ 低圧電力		
(ア) 契約電力 (1kW当たりの単価)	5校	53kW
(イ) 使用電力量 (1kWh当たり単価)	5校	11,535kWh

- 2 随意契約の相手方を決定した日
令和4年3月25日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏 名 北海道電力株式会社
- (2) 住 所 札幌市中央区大通東1丁目2番地
- 4 随意契約に係る契約金額

- (1) 従量電灯B
- ア 契約電力 (1契約当たりの単価)
- (ア) 20A 682円00銭
- (イ) 30A 1,023円00銭
- (ウ) 40A 1,364円00銭
- イ 使用電力量
- (ア) 最初の120kWhまで (1kWh当たりの単価) 23円97銭
- (イ) 120kWhを超え280kWhまで (1kWh当たりの単価) 30円26銭
- (ウ) 280kWhを超える分 (1kWh当たりの単価) 33円98銭
- (2) 従量電灯C
- ア 契約電力 (1kVA当たりの単価) 341円00銭
- イ 使用電力量
- (ア) 最初の120kWhまで (1kWh当たりの単価) 23円97銭
- (イ) 120kWhを超え280kWhまで (1kWh当たりの単価) 30円26銭
- (ウ) 280kWhを超える分 (1kWh当たりの単価) 33円98銭

- (3) 低圧電力
- ア 契約電力 (1kW当たりの単価) 1,287円00銭
- イ 使用電力量 (1kWh当たりの単価) 17円67銭

- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁オホーツク教育局告示第23号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年5月13日

北海道教育庁オホーツク教育局長 野上 義秀

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア A重油その1（北海道網走養護学校）（1リットル当たりの単価）
137,666リットル
- イ A重油その2（北海道北見支援学校）（1リットル当たりの単価）
53,000リットル
- ウ A重油その3（北海道紋別養護学校ひまわり学園分校）（1リットル当たりの単価）
33,833リットル
- エ A重油その4（北海道紋別養護学校）（1リットル当たりの単価）
89,883リットル
- オ A重油その5（北海道紋別高等養護学校）（1リットル当たりの単価）
123,833リットル

アからオまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 JIS規格1種1号又は1種2号
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和5年5月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項に定める石油販売業の届出のうち、重油について届出をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和4年5月13日（金）から同年6月15日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ午後1時）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階講堂（送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和4年7月4日（月）午前10時（送付による場合は、同月1日（金）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) 名称及び数量 A重油 833,949リットル
- (2) 予定時期 令和4年9月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁オホーツク教育局ホームページ（<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji>）

html) においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
- (3) 電話番号 0152-41-0785

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Fuel oil A (JIS class 1, No.1 or No.2) 137,666 liters
- b Fuel oil A (JIS class 1, No.1 or No.2) 53,000 liters
- c Fuel oil A (JIS class 1, No.1 or No.2) 33,833 liters
- d Fuel oil A (JIS class 1, No.1 or No.2) 89,883 liters
- e Fuel oil A (JIS class 1, No.1 or No.2) 123,833 liters

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 4, 2022

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 1, 2022)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8619 Japan

Phone : 0152-41-0785

北海道教育庁釧路教育局告示第30号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和4年5月13日

北海道教育庁釧路教育局長 相川 芳久

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和4年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 令和4年5月13日に一般競争入札の公告を行う釧路管内道立学校で使用する電力の需給契約
- (2) 資格 電力の需給契約に関する資格(以下「資格」という。)
- (3) 物品等の種類 電力

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧(6,000ボルト以上)電力で、1件の契約において50kW以上の電力契約実績があること。
- (3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和4年5月13日(金)から同月26日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時(最終日のみ午後3時)までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁釧路教育局のホームページ(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk/>)においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号
(3) 電 話 番 号 0154-43-9274

北海道教育庁釧路教育局告示第31号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年5月13日

北海道教育庁釧路教育局長 相 川 芳 久

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

釧路管内道立学校で使用する電力

- ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）

13校合計 1,057kW

- イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）

13校合計 2,367,872kWh

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 令和4年7月1日から令和5年6月30日まで

- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和4年北海道教育庁釧路教育局告示第30号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局会議室
(送付による場合は、郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室)

- (2) 入札日時 令和4年5月31日（火）午前10時（送付による場合は、同月30日（月）午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁釧路教育局のホームページ（<https://www.dokyoioi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。

- (2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

イ 所 在 地 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号

ウ 電 話 番 号 0154-43-9274

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Kushiro Prefectural School

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,057 kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 2,367,872 kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., May 31, 2022

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 30, 2022)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kushiro District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Urami 2-chome 1-1, Kushiro, Hokkaido 085-0835 Japan

道 公 安 委 員 会 規 則

運転免許取得者等検査に関する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

北海道公安委員会委員長 小 林 ヒサヨ

北海道公安委員会規則第7号

運転免許取得者等検査に関する規則

(趣旨)

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の3第1項に規定する運転免許取得者等検査の認定等について必要な事項は、法及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(指定の申請手続)

第2条 認定検査規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査（以下「認知機能検査同等検査」という。）に係る認定検査規則第4条第1項第4号の規定による指定（以下この項から第4項までにおいて単に「指定」という。）を受けようとする者は、指定申請書（別記第1号様式）を認知機能検査同等検査を行う施設の所在地を管轄する北海道警察本部又は方面本部の主管課長を経由し、北海道公安委員会又は方面公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の申請があったときは、指定を受けようとする者が次の各号に掲げる基準に適合しているかどうかを確認するものとする。

- (1) 認知機能検査同等検査の認定の申請書（認定検査規則第6条第1項に規定する申請書をいう。第4条において同じ。）を提出していることその他認知機能検査同等検査を実施する見込みがあること。
- (2) 公安委員会からの委託を受けて実施する認知機能検査又はこれに準ずるものに係る十分な活動実績を有していること。
- (3) 法第108条の32の3第1項の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする認知機能検査同等検査が、認知機能検査と同等の効果を生じさせるために行う事項以外の事項について行うものでないこと。
- (4) 認定検査規則第6条第2項第7号に掲げる検査計画書（以下「検査計画書」という。）において認知機能検査同等検査の年間の実施回数のほか、毎月の実施回数を定めており、かつ、当該年間の実施回数及び毎月の実施回数が、当該検査に用いる施設の所在する地域の実情等に鑑み、著しく少ないものでないこと。

(5) 検査計画書の内容に照らして、認知機能検査同等検査に従事する運転免許取得者等検査員（認定検査規則第2条第1号に規定する運転免許取得者等検査員をいう。）並びに同検査に用いる建物その他の設備及び器材が十分に確保されていること。

(6) 検査計画書で定める回数の認知機能検査同等検査を確実に実施することが見込まれること。

(7) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 過去3年以内に委託検査（法第108条第1項の規定により公安委員会から委託を受けて実施する認知機能検査又は運転技能検査をいう。イにおいて同じ。）に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。

イ 委託検査の実施に係る直近の委託契約又はこれに基づき作成した実施計画書等で実施回数を定めた場合において、実際の実施回数が、当該委託契約等で定める実施回数と比べて著しく少ないこと（当該委託契約等で定める回数の委託検査を実施することができなかったことについて、やむを得ない理由がある場合を除く。）。ウ 過去3年以内に、運転免許取得者等検査の認定の取消し（当該認定を受けた者からの申出により行われたものを除く。）を受けたことがあること。

エ 認知機能検査同等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められない事由があること。

3 公安委員会は、指定申請書のほか、指定を受けようとする者が前項に規定する基準に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 公安委員会は、指定を受けようとする者が第2項に規定する基準に適合していると認めるときは、指定書（別記第2号様式）により指定を行うものとする。

5 前各項の規定は、認定検査規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査（以下「運転技能検査同等検査」という。）に係る認定検査規則第4条第2項第4号の規定による指定を受けようとする者について準用する。この場合において、第2項第2号中「認知機能検査」とあるのは「運転技能検査」と、同項第3号中「認知機能検査」とあるのは「運転技能検査」と、同項第5号中「第2条第1号」とあるのは「第2条第2号」と、「建物その他の設備及び器材」とあるのは「コース、建物その他の設備及び自動車その他の器材」と読み替えるものとする。

(指定の取消し)

第3条 公安委員会は、前条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により指定を受けた者が同条第2項（同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）の基準に適合しなくなったと認めるときは、当該指定を取り消すことができる。

2 公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、当該指定を受けた者に対し指定取消通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(認定の申請手続)

第4条 法及び認定検査規則の規定により認定を受けようとする者が公安委員会に対して行う申請の手続は、運転免許取得者等検査を行う施設の所在地を管轄する北海道警察本部又は方面本部の主管課長を経由しなければならない。

(認定の審査)

第5条 公安委員会は、認定を受けようとする者から申請書の提出を受けたときは、認定検査規則第6条第2項の規定により当該申請書に添付しなければならないこととされている書類に基づき審査を行うものとする。

(認定の取消手続)

第6条 公安委員会は、法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しを行ったときは、当該認定を受けた者に対し運転免許取得者等検査認定取消通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(書類の交付)

第7条 認定検査規則第9条の規定により、特定検査（同条に規定する特定検査をいう。以下同じ。）を行う者が交付する書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1) 認定認知機能検査（認定検査規則第9条に規定する認定認知機能検査をいう。以下同じ。）を受けた者 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める様式の認定認知機能検査結果通知書

ア 認知症のおそれがある場合 別記第5号様式

イ 認知症のおそれがない場合 別記第6号様式

(2) 認定運転技能検査（認定検査規則第9条に規定する認定運転技能検査をいう。以下同じ。）を受けた者 認定運転技能検査受検結果証明書（別記第7号様式）

2 認定認知機能検査結果通知書の交付を受けた者は、当該通知書を亡失し、滅失し、汚損し、又は棄損したときは、認定認知機能検査を受けた施設の管理者に対し再交付申請書（別記第8号様式）により再交付の申請をすることができる。

3 前項の規定は、認定運転技能検査受検結果証明書の交付を受けた者について準用する。（帳簿）

第8条 特定検査を行う者は、認定検査規則第10条第1項の規定により特定検査記録簿（別記第9号様式）を備えるものとする。

(公安委員会への報告)

第9条 特定検査を行う者は、特定検査を実施したときは、速やかに、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類により公安委員会に報告しなければならない。

(1) 認定認知機能検査 認定認知機能検査採点ファイル（別記第10号様式）

(2) 認定運転技能検査 認定運転技能検査受検者名簿（別記第11号様式）

2 特定検査を行う者は、特定検査の毎月の実施状況を取りまとめ、翌月の10日までに、特定検査実施結果総括報告書（別記第12号様式）により公安委員会に報告しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、特定検査に係る事故が発生したときは、公安委員会に随時報告しなければならない。

(電磁的記録による手続)

第10条 認定検査規則第14条の規定による電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下この条において同じ。）の提出は、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 提出する電磁的記録媒体は、北海道警察の使用に係る電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続することができるものでなければならない。

(2) 一つの電磁的記録媒体には、複数のファイルを記録することができるものとする。

(3) 電磁的記録媒体に記録するファイルの名称は、当該ファイルに記録されている内容を表す標目としなければならない。

(4) 電磁的記録媒体には、提出者の名称及び提出年月日を記載したラベルを貼付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

指定申請書	年 月 日
公安委員会 殿	
住所	
申請者	氏名
運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条 第1項第4号 第2項第4号 の規定による	
同規則第1条 第1号 第2号 に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務	

を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

注1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式（第2条関係）

第 号	指定書
	名 称
	所在地
運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号第2項第4号の規定により、同規則第1条第1号第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実にすることができる者として指定する。	
	年 月 日
	公安委員会 印

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第3号様式（第3条関係）

指定取消通知書	
	年 月 日
住 所	
	殿
	公安委員会 印
下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号第2項第4号の規定による指定を取り消したので通知する。	
指 定 番 号	
理 由	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式（第6条関係）

運転免許取得者等検査認定取消通知書	
	年 月 日
住 所	
	殿
	公安委員会 印
下記の理由により、道路交通法第108条の32の3第2項において読み替えて準	

用する同法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しを行ったので通知する。

検査方法	
理由	

注1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対し書面をもって審査請求をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前事項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（方面公安委員会の行った処分については、札幌地方裁判所又は方面公安委員会の所在を管轄する裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 規格は、A列4番縦長とする。

別記第5号様式（第7条関係）

（表）

認定認知機能検査結果通知書	
住所氏名	
生年月日	
検査年月日	
検査場所	
総合点	<input type="text"/>
	(A) <input type="text"/>
	(B) <input type="text"/>

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。

今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧めします。

また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。

この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

運転免許証の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地

名称

管理者

印

注 規格は、A列4番縦長とする。

（裏）

認定認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。

また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すも

のではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできませんし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

別記第6号様式（第7条関係）

（表）

認定認知機能検査結果通知書

住 所
氏 名
生 年 月 日
検 査 年 月 日
検 査 場 所

「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味するものではありません。

個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化することから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた運転をすることが大切です。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますので、今後の運転について十分注意してください。

運転免許証の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地

名 称

管理者

印

注 規格は、A列4番縦長とする。

（裏）

認定認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。

また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできませんし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、

医師の診断を受けることになります。
 認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。
 正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$
 Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。
 Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

別記第7号様式（第7条関係）

第 号

認定運転技能検査受検結果証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、年 月 日、
 において、道路交通法第108条の32の3第1項第3号口に掲げる基準に適合する運転免許取得者等検査で同項の認定を受けたもの（認定運転技能検査）を受けた者であることを証明する。

認定運転技能検査の結果	点
-------------	---

大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、又は受けている者

〈合格基準〉

- ・ 下記以外の運転免許 → 70点以上
- ・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許 → 80点以上

年 月 日

所在地
 名 称
 管理者 印

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第8号様式（第7条関係）

認定認知機能検査結果通知書
 認定運転技能検査受検結果証明書
 再交付申請書

年 月 日

殿

住 所
 氏 名
 生年月日

検査年月日	年 月 日
検査場所	
再交付を申請する理由	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第9号様式（第8条関係）

特定検査記録簿（ ）

自 年 月 日 名称

至 年 月 日 代表者

番号	氏名 生年月日	住所	性別	検査員氏名	検査の成績 検査年月日

注1 標題の括弧内には、「認定認知機能検査」又は「認定運転技能検査」のいずれかを記載すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第10号様式（第9条関係）

認定認知機能検査採点ファイル

会場名

番号	検査場所	検査番号	検査日時	免許証番号	氏名	生年月日	年齢	性別	認知機能検査結果				備考
									手がかり 再 生	時間の 見 当 識	総合点	判定	
			年 月 日 時			年 月 日							
			年 月 日 時			年 月 日							
			年 月 日 時			年 月 日							
			年 月 日 時			年 月 日							
			年 月 日 時			年 月 日							
			年 月 日 時			年 月 日							
			年 月 日 時			年 月 日							

実施回数	回	実施人員	人	
累 計	回	累 計	人	
実施場所	実施日及び実施人員			合 計
	日 人	日 人	日 人	人
	日 人	日 人	日 人	
	日 人	日 人	日 人	
	日 人	日 人	日 人	
	日 人	日 人	日 人	
	日 人	日 人	日 人	
	日 人	日 人	日 人	

注1 標題の括弧内には、「認定認知機能検査」又は「認定運転技能検査」のいずれかを記載すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

運転免許取得者等教育に関する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

北海道公安委員会委員長 小林 ヒサヨ

北海道公安委員会規則第8号

運転免許取得者等教育に関する規則

(趣旨)

第1条 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の32の2第1項に規定する運転免許取得者等教育の認定等について必要な事項は、法及び運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定教育規則」

という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(指定の申請手続)

第2条 認定教育規則第1条第3号に掲げる課程により行う運転免許取得者等教育(以下「高齢者講習同等課程」という。)に係る認定教育規則第4条第2項第4号の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を受けようとする者は、指定申請書(別記第1号様式)を高齢者講習同等課程を行う施設の所在地を管轄する北海道警察本部又は方面本部の主管課長を経由し、北海道公安委員会又は方面公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の申請があったときは、指定を受けようとする者が次の各号に掲げる基準に適合しているかどうかを確認するものとする。

- (1) 高齢者講習同等課程の認定の申請書(認定教育規則第5条第1項に規定する申請書をいう。第5条において同じ。)を提出していることその他高齢者講習同等課程を開設する見込みがあること。
- (2) 公安委員会からの委託を受けて実施する高齢者講習(法第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。)若しくは特定任意高齢者講習(法第108条の2第2項の規定による講習であって、運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)第1条に規定する基準に適合するものをいう。)若しくは公安委員会から法第108条の32の2第1項の認定(以下単に「認定」という。)を受けた運転免許取得者等教育又はこれらに準ずるものに係る十分な活動実績を有していること。
- (3) 認定を受けようとする高齢者講習同等課程が、認定教育規則第4条第2項第2号の表の上欄に掲げる教育事項以外の事項について行うものでないこと。
- (4) 教育計画書において高齢者講習同等課程の年間の実施回数のほか、毎月の実施回数を定めており、かつ、当該年間の実施回数及び毎月の実施回数が、高齢者講習同等課程の指導に用いる施設の所在する地域の実情等に鑑み、著しく少ないものでないこと。
- (5) 教育計画書の内容に照らして、高齢者講習同等課程に従事する運転免許取得者等教育指導員(規則第2条第2号に規定する運転免許取得者等教育指導員をいう。)並びに高齢者講習同等課程の指導に用いるコース、建物その他の設備及び自動車、運転適性検査器材その他の教材が十分に確保されていること。
- (6) 教育計画書で定める回数の高齢者講習同等課程を確実に実施することが見込まれること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 過去3年以内に委託講習(法第108条の2第3項の規定により公安委員会から委託を受けて実施する講習をいう。以下このア及びイにおいて同じ。)に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。

イ 委託講習の実施に係る直近の委託契約又はこれに基づき作成した実施計画書等で実施回数を定めた場合において、実際の実施回数が、当該委託契約等で定める実施回数と比べて著しく少ないこと（当該委託契約等で定める回数の委託講習を実施することができなかったことについて、やむを得ない理由がある場合を除く。）。

ウ 過去3年以内に、運転免許取得者等教育の認定の取消し（当該認定を受けた者からの申出により行われたものを除く。）を受けたことがあること。

エ 高齢者講習同等課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められない事由があること。

3 公安委員会は、指定申請書のほか、指定を受けようとする者が前項に規定する基準に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 公安委員会は、指定を受けようとする者が第2項に規定する基準に適合していると認めるときは、指定書（別記第2号様式）により指定を行うものとする。

（指定の取消し）

第3条 公安委員会は、前条第4項の指定を受けた者が前条第2項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、当該指定を取り消すことができる。

2 公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、当該指定を受けた者に対し指定取消通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（認定の申請手続）

第4条 法及び認定教育規則の規定により認定を受けようとする者が公安委員会に対して行う申請の手続は、運転免許取得者等教育を行う施設の所在地を管轄する北海道警察本部又は方面本部の主管課長を経由しなければならない。

（認定の審査）

第5条 公安委員会は、認定を受けようとする者から申請書の提出を受けたときは、認定教育規則第5条第2項の規定により申請書に添付しなければならないこととされている書類に基づき審査を行うものとする。

（認定の取消手続）

第6条 公安委員会は、法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しを行ったときは、当該認定を受けた者に対し運転免許取得者等教育認定取消通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（終了証明書の再交付）

第7条 認定教育規則第8条の規定により同条各号に規定する終了証明書の交付を受けた者は、当該終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は棄損したときは、特定教育（同条に規定する特定教育をいう。以下同じ。）を受けた施設の管理者に対し運転免許取得者等教育終了証明書再交付申請書（別記第5号様式）により再交付の申請をすることができる。

（帳簿）

第8条 特定教育を行う者は、認定教育規則第9条の規定により特定教育受講者記録簿（別記第6号様式）を備えるものとする。

（公安委員会への報告）

第9条 認定教育実施者（認定教育規則第7条に規定する認定教育実施者をいう。）は、認定教育規則第1条各号に掲げる課程ごとに毎月の実施状況を取りまとめ、翌月の10日までに、運転免許取得者等教育実施結果報告（別記第7号様式）により公安委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、特定教育を行う者は、高齢者講習同等課程を実施したときは、速やかに、高齢者講習同等課程受講者名簿（別記第8号様式）により公安委員会に報告しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、運転免許取得者等教育に係る事故が発生したときは、公安委員会に随時報告しなければならない。

（電磁的記録による手続）

第10条 認定教育規則第13条の規定による電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下この条において同じ。）の提出は、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 提出する電磁的記録媒体は、北海道警察の使用に係る電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続することができるものでなければならない。

(2) 一つの電磁的記録媒体には、複数のファイルを記録することができるものとする。

(3) 電磁的記録媒体に記録するファイルの名称は、当該ファイルに記録されている内容を表す標目としなければならない。

(4) 電磁的記録媒体には、提出者の名称及び提出年月日を記載したラベルを貼付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

指定申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	住所
	申請者

氏名

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名称	
	所在地	
備考		

注1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式（第2条関係）

第 号	指定書
	名称
	所在地
運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第3号に掲げる課程に係る運転免許取得者等教育に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者として指定する。	
	年 月 日

公安委員会 印

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第3号様式（第3条関係）

指定取消通知書	
	年 月 日
住所	
殿	
	公安委員会 印
下記の理由により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による指定を取り消したので通知する。	
指定番号	
理由	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式（第6条関係）

運転免許取得者等教育認定取消通知書	
	年 月 日
住所	
殿	
	公安委員会 印

下記の理由により、道路交通法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しを行ったので通知する。

課 程 名	
理 由	

注1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対し書面をもって審査請求をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前事項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（方面公安委員会の行った処分については、札幌地方裁判所又は方面公安委員会の所在を管轄する裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

なお、処分又は判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 規格は、A列4番縦長とする。

別記第5号様式（第7条関係）

運転免許取得者等教育終了証明書再交付申請書 年 月 日 殿 住 所 氏 名	
---	--

生年月日

受講年月日	年 月 日
課 程 名	<input type="checkbox"/> 高齢者講習同等課程 <input type="checkbox"/> 更新時講習同等課程
再交付を申請する理由	

注1 該当する□には、✓印を記入すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第6号様式（第8条関係）

特定教育受講者記録簿（ 講習同等課程）					
自	年	月	日	名 称	
至	年	月	日	代 表 者	
番号	氏 名 生年月日	住 所	性別	指導員氏名	教育実施年月日 教育終了年月日

注1 特定教育の課程の区分ごとに作成すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第7号様式（第9条関係）

運転免許取得者等教育実施結果報告（ 年 月）

会場名

区分	実施状況		1号課程	2号課程	3号課程		4号課程	5号課程	6号課程	7号課程	8号課程	合計
					実車指導あり	実車指導なし						
指定	実施回数											
	受講人員											
自動 車 教 習 所	1回当 たりの 定員	3人以下										
		10人以下										
		10人超										
届 出 自 動 車 教 習 所	1回当 たりの 時間数	3時間以下										
		5時間以下										
		5時間超										
届 出 自 動 車 教 習 所	実施回数											
	受講人員											
自 動 車 教 習 所	1回当 たりの 定員	3人以下										
		10人以下										
		10人超										
自 動 車 教 習 所	1回当 たりの 時間数	3時間以下										
		5時間以下										
		5時間超										

注1 「実施回数」欄には、認定を受けている課程の延べ実施回数を計上する（例えば、同一課程のうち複数の車種の課程をそれぞれ実施したときは、合算した実施回数を計上する。）こと。

2 「受講人員」欄には、認定を受けている課程の延べ受講人員を計上する（例えば、同一の受講者が、複数の課程を受講した場合にはその課程ごとに、同一課程のうち複数の車種の課程を受講した場合には合算して、それぞれ人員を計上する。）こと。

3 「1回当たりの定員」欄には、認定を受けている課程の1回当たりの実施定員を計上する（例えば、教育計画において定員を10人とした場合であっても、実際の受講者が3人であるときは、「3名以下」に計上する。）こと。

また、「1回当たりの定員」欄の合計数は、「実施回数」欄の合計数と同数となることに留意すること。

4 「1回当たりの時間数」欄には、認定を受けている課程の教育計画に基づく1回当たりの教育時間を計上すること。

5 規格は、A列4番横長とする。

別記第8号様式（第9条関係）

高齢者講習同等課程受講者名簿（実車指導 有 ・ 無 ）

講習会場名

講習年月日		氏 名	生年月日	年 齢	性 別	講習受付 年 月 日	受講確認	終了証明書		免許証番号	備考
番号	検査 場所							番 号	取扱者		
			年 月 日				受・不				
			年 月 日				受・不				
			年 月 日				受・不				
			年 月 日				受・不				
			年 月 日				受・不				
			年 月 日				受・不				
			年 月 日				受・不				
			年 月 日				受・不				

注1 標題の括弧内には、実車指導（自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導をいう。）を含む教育の実施の有無に応じ、「有」又は「無」のいずれかを○で囲み、それぞれ別葉に作成すること。

2 規格は、A列4番横長とする。

道路交通法施行細則及び道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

北海道公安委員会委員長 小 林 ヒサヨ

北海道公安委員会規則第9号

道路交通法施行細則及び道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則
（道路交通法施行細則の一部改正）

第1条 道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第21条の4を次のように改める。

第21条の4 削除

第23条第1項中「及び第3項」を「から第4項まで」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 運転免許試験（仮運転免許（以下「仮免許」という。）の運転免許試験を除く。次項において同じ。）に合格した者若しくは運転免許（仮免許を除く。以下この項及び次項において同じ。）を受けた者に対して法第102条第4項に規定する適性検査を行う場合

(認知症(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)の疑いがある者に対して行う場合を除く。)又は運転免許を受けた者に対して法第102条第5項に規定する適性検査を行う場合における通知は、臨時適性検査通知書(別記様式第28号の2)により行うものとする。

第23条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第90条第8項」の次に「、第102条第4項(認知症の疑いがある者に対するものを除く。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 法第102条第4項(認知症の疑いがある者に対するものに限る。)の規定によるもの 別記様式第28号の7の3

第23条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運転免許試験に合格した者又は運転免許を受けた者であつて、認知症の疑いがあるものに対して法第102条第4項に規定する適性検査を行う場合における通知は、臨時適性検査通知書(別記様式第28号の2の2)により行うものとする。

第25条中「委任」を「委託」に、「及び法第108条の3の2に規定する軽微違反行為をした者に対する講習」を「、法第108条の3の2に規定する軽微違反行為をした者に対する講習及び法第108条の3の3に規定する若年運転者講習」に改める。

別表1中 「施行規則第18条の5 規則第21条の3 (限定(条件)解除審査の申請)」を 「施行規則第18条の5 施行規則第18条の6第2項 施行細則第21条の3 (限定(条件)解除審査の申請)」に改める。

別記様式第23号の4から別記様式第23号の6までを削る。

別記様式第28号中

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項に規定する臨時適性検査(認知症の専門医による診断)を受けていただくことになりましたので通知します。

を

あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項の規定による臨時適性検査(認知症の専門医による診断)を受けていただくことになりましたので通知します。

「適性検査を行う理由」となった認知機能検査の結果を 「適性検査を行う理由」となった認知機能検査等の結果」に改める。

別記様式第28号の2の次に次の1様式を加える。

別記様式第28号の2の2(第23条関係)

第 号 年 月 日	
臨時適性検査通知書	
住所 殿	
公安委員会 印	
あなたは、認知症のおそれ(疑い)があることから、道路交通法第102条第4項の規定による臨時適性検査(認知症の専門医による診断)を受けていただくことになりましたので通知します。	
この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、	
拒否 保留 取消 効力の停止	の処分を受けることとなりますので御注意ください。
適性検査を行う理由	
適性検査の期日	

適性検査の場所	
備考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第28号の7中

第90条第8項
 道路交通法第103条第6項
 の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則
 第18条の4第2項に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。
 第29条の5第2項

を

第90条第8項
 道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則
 第103条第6項
 第18条の4第2項
 第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。
 第29条の5第2項

に改め、同様式注2の事項中「第18条の4第2項」の次に「、同規則第29条の3第4項」を加える。

別記様式第28号の7の2中

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第 項の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いします。

を

あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第 項の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されて

いるもの）を提出していただくようお願いします。

に、

診断書の提出を命
 ずる理由となった認
 知機能検査の結果

を

診断書の提出を命
 ずる理由となった認
 知機能検査等の結果

に改め、同

様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第28号の7の3（第23条関係）

第 号
年 月 日
診断書提出命令書
住所 殿
公安委員会 印
<p>あなたは、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いします。</p> <p>なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、</p> <p>が拒否される が保留される が取り消される の効力が停止される</p> <p>こととなりますので、御注意ください。</p> <p>また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。</p>

診断書の提出を 命ずる理由	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

(道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部改正)

第2条 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章の3の2 自転車運転者講習（第36条の11の2－第36条の11の5）」を「第7章の3の2 若年運転者講習（第36条の11の2－第36条の11の6）」に改め、第7章の3の3 自転車運転者講習（第36条の11の7－第36条の11の10）」に改め、「第7章の6 チャレンジ講習（第36条の25－第36条の28）」を削る。

第10条第1号中「運転免許」の次に「（以下「免許」という。）」を加える。

第26条の4第1項第2号中「運転免許」を「免許」に改め、同条第4項第1号中「及び第36条の4第5号」を削る。

第26条の8第2号中「運転免許」を「免許」に改め、同条第4号中「に運転免許」を「に免許」に改め、「運転免許の」を削る。

第36条の2から第36条の2の3までを次のように改める。

第36条の2 削除

（講習の時間）

第36条の2の2 法第108条の2第1項第12号に規定する講習（以下「高齢者講習」という。）の講習時間は、2時間とする。

2 普通自動車対応免許（法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許をいう。次条第2項及び第36条の20第2項において同じ。）以外の免許のみを受けている者及び運転技能検査対象者（令第34条の3第4項又は令第37条の6の3に規定する基準に該当する者をいう。次条第2項及び第36条の20第2項において同じ。）に対する高齢者講習の講習時間は、前項の規定にかかわらず、1時間とする。

（講習実施基準等）

第36条の2の3 高齢者講習の内容は、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で

コース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導並びに講義とする。

2 普通自動車対応免許以外の免許のみを受けている者及び運転技能検査対象者に対する高齢者講習の内容は、前項の規定にかかわらず、運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導及び講義とする。

3 前条及び前2項に規定するもののほか、高齢者講習に係る講習事項、講習方法及び時間の細目は、警察本部長が定める。

第36条の3第2項及び第3項を削る。

第36条の4第1号中「25歳」を「21歳」に改め、同条第2号中「講習における指導に用いる自動車等」を「講習に使用する普通自動車」に改め、「以下同じ。」を削り、「受けている者」の次に「（免許の効力を停止されている者を除く。）」を加え、同条第3号アからウまでの規定中「2年」を「3年」に改め、同条第4号イ(ア)からウ(ウ)まで以外の部分中「自動車」を「普通自動車」に改め、同号イ(ア)中「普通自動車を用いた講習を指導する指導員については、」を削り、「自動車の」を「普通自動車の」に改め、同号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)中「自動車」を「普通自動車」に改め、「又は(イ)」を削り、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同条第5号中ア及びイを削り、同号ウ中「講習」を「高齢者講習」に改め、同号ウを同号アとし、同号エ中「講習における」を「高齢者講習における」に、「高齢者講習指導員研修」を「運転技能検査員・高齢者講習指導員研修」に改め、同号エを同号イとし、同号に次のように加える。

ウ 道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行日前にアに規定する審査に合格し、又は令和4年3月31日以前にイに規定する講習を終了した者であって、同法施行に伴う運転技能検査員養成講習を受けたもの

第36条の5第1項中「第101条の4第2項」を「第101条の4第5項」に改め、同条第2項中「以下この条において「受講申請書」という。」を削る。

第36条の11の5第1項中「別記様式第10号の7の2」を「別記様式第10号の7の4」に、同条第2項中「別記様式第10号の7の3」を「別記様式第10号の7の5」に、同条第3項中「別記様式第10号の7の4」を「別記様式第10号の7の6」に、同条第4項中「別記様式第10号の7の5」を「別記様式第10号の7の7」に、同条第5項中「別記様式第10号の7の6」を「別記様式第10号の7の8」に改め、同条を第36条の11の10とし、第36条の11の4を第36条の11の9とし、第36条の11の3を第36条の11の8とする。

第36条の11の2中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改め、同条を第36条の11の7とする。

第7章の3の2を第7章の3の3とする。

第7章の3の次に次の1章を加える。

第7章の3の2 若年運転者講習

（講習の期間及び時間）

第36条の11の2 法第108条の2第1項第14号に規定する講習（以下「若年運転者講習」という。）の期間及び時間は、9時間を連続した2日間で行うものとする。ただし、やむを得ず連続した2日間で実施することができないときは、1日目と近接した日に2日目を指定するものとする。

（講習実施基準）

第36条の11の3 前条に規定するもののほか、若年運転者講習に係る講習事項、講習方法及び時間の細目は、警察本部長が定める。

（講習の場所等）

第36条の11の4 若年運転者講習は、安全運転学校（指定講習機関が行う若年運転者講習にあっては、当該指定講習機関の施設）又は安全運転教室及び道路において行うものとする。

2 コース又は道路における普通自動車の運転について必要な適性に関する検査においては、公安委員会（指定講習機関が行う若年運転者講習を受けようとする者）にあっては、当該指定講習機関。第36条の11の6第2項及び第3項において同じ。）が提供した普通自動車を使用するものとする。ただし、身体障害者については、この限りでない。

（講習指導員の要件）

第36条の11の5 公安委員会が行う若年運転者講習の講習指導員の備えるべき要件は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する警察職員とする。

- 1) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けていること。
- 2) 講習に使用する普通自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けていること。
- 3) 運転適性検査等の実務経験が豊富であること。

（受講手続等）

第36条の11の6 公安委員会から施行規則第38条の4の2の2第1項に規定する若年運転者講習通知書により、若年運転者講習を行う旨の通知を受けた者は、当該講習を受けようとするときは、別表2に掲げる区分に従い、警察本部又は方面本部の主管課長を経由して、あらかじめ公安委員会にその旨を申し出なければならない。この場合において、当該通知書で指定された講習の日時及び場所において当該講習を受けることが困難であるときは、併せてその変更を申し出るものとする。

2 若年運転者講習を受けようとする者は、指定された講習の当日（前項後段の規定により講習の日時が変更された場合は、変更後の日）において、若年運転者講習受講申請書（別記様式第10号の7の2）及び前項の若年運転者講習通知書を公安委員会に提出するとともに、その者が現に受けている運転免許証を提示するものとする。

3 公安委員会は、若年運転者講習を終了した者に対しては、若年運転者講習終了証明書（別記様式第10号の7の3）を交付するものとする。

第36条の12第1項中「規定する講習」の次に「（講習規則第2条に掲げる基準に適合するも

のに限る。）」を加える。

第36条の17第3項中「第3条第1号」を「第3条第2号」に改める。

第36条の18中「第2条第1項第1号の表1の項又は同条第1項第2号の表1の項に定める基準」を「第1条に掲げる基準」に、「70歳以上の者（法第101条の4に規定する者）」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

- 1) 法第103条の3第1項に規定する更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者
- 2) 法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者又は同項第5号に規定する特定取消処分者のうち、法第89条第1項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上のもの

第36条の20中「1時間以上」を「2時間以上」に改め、同条に次の1項を加える。

2 普通自動車対応免許以外の免許のみを受けようとし、又は受けている者及び運転技能検査対象者に対する特定任意高齢者講習の講習時間は、前項の規定にかかわらず、1時間以上とする。

第36条の21中「前2条」を「前条」に改める。

第36条の24第1項中「するとともに、講習規則第2条第1項第1号の表1の項に規定するチャレンジ講習受講結果確認書を提示」を削り、同条第2項中「第3条第2号」を「第3条第1号」に改める。

第7章の6を削る。

第43条第10号を削る。

第54条第1項第1号中「運転免許」を「免許」に改める。

第63条第1項中「取消処分者講習」の次に「及び若年運転者講習」を加える。

第69条の2第1項第1号中「取消処分者講習」の次に「又は若年運転者講習」を加える。

第72条中「又は初心運転者講習結果報告書（別記様式第36号の2）」を「、初心運転者講習結果報告書（別記様式第36号の2）又は若年運転者講習結果報告書（別記様式第36号の3）」に改める。

第77条の2第1項第1号中「講習に」を「取消処分者講習に」に改める。

別表2中 「規則第36条の11（違反者講習受講の申出）」を 「規則第36条の11（違反者講習受講の申出）法第108条の2第1項第14号規則第36の11の6（若年運転者講習受講の申出）」に改める。

別記様式第7号中

「 _____ 月 _____ 日 _____ 月 _____ 日 _____ 」

日 時	午前8時45分までに出席のこと。 (講習時間は午後4時35分までです。)	日 時	午前8時45分までに出席のこと。 (講習時間は中期午後2時15分 長期午後4時35分 までです。)
-----	---	-----	--

を

日 時	月 日	日 時	月 日
午前8時45分までに出席のこと。		午前8時45分までに出席のこと。	

に、

- | |
|--|
| 1 この運転免許停止処分書
2 免許証及び印鑑(短期のみ)
3 筆記用具 |
|--|

を

- | |
|-------------------------|
| 1 この運転免許停止処分書
2 筆記用具 |
|-------------------------|

に改める。

別記様式第10号の5中

種 類	大型・中型・準中型・普通・大特・大自二・普自二・小特・原付
-----	-------------------------------

を

種 類	大型・中型・準中型・普通・大特・大自二・普自二・小特・原付 けん引・大二・中二・普二・大特二・けん引二
-----	--

に、

講習区分	<input type="checkbox"/> 75歳未満及び75歳以上(第3分類)の講習 <input type="checkbox"/> 75歳以上(第1分類及び第2分類)の講習 <input type="checkbox"/> 臨時高齢者講習
------	---

を

講習時間	<input type="checkbox"/> 実車指導あり(2時間) <input type="checkbox"/> 実車指導なし(1時間)
------	--

に改める。

別記様式第10号の7の6中「第36条の11の5関係」を「第36条の11の10関係」に改め、同様式を別記様式第10号の7の8とする。

別記様式第10号の7の5中「第36条の11の5関係」を「第36条の11の10関係」に、「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改め、同様式を別記様式第10号の7の7とする。

別記様式第10号の7の4中「第36条の11の5関係」を「第36条の11の10関係」に、「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改め、同様式を別記様式第10号の7の6とする。

別記様式第10号の7の3中「第36条の11の5関係」を「第36条の11の10関係」に、「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改め、同様式を別記様式第10号の7の5とする。

別記様式第10号の7の2中「第36条の11の5関係」を「第36条の11の10関係」に改め、同様式を別記様式第10号の7の4とし、別記様式第10号の7の次に次の2様式を加える。

別記様式第10号の7の2(第36条の11の6関係)

若年運転者講習受講申請書		
年 月 日		
実施機関名 殿		
氏名、生年月日	年 月 日生	
住 所	(電話)	
免 許 証	交付公安委員会 番 号	
	交付年月日	年 月 日 交付
	種 類	大型・中型・準中型・普通・大特・大自二・普自二・小特 原付・けん引・大型二・中型二・普通二・大特二・けん引二
※講習日	年 月 日 年 月 日	(収入証紙貼付欄) (指定講習機関の講習にあっては別納)
※講習場所		

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注1 ※印欄は記載しないこと。
 2 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第10号の7の3（第36条の11の6関係）

第	号	若年運転者講習終了証明書							
住所									
氏名									
年 月 日生									
上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する講習を終了した者であることを証明する。									
年 月 日									
実施機関名 印									

注1 実施機関名は、交付する「公安委員会名」又は「実施講習機関名及び管理者」とする。
 2 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第10号の8中「第1条」を「第2条」に改める。
 別記様式第10号の10中

氏名
第1号
第2号

運転免許に係る講習等に関する規則第2条第1項に定める基準に適合する講習を受講します。

を

氏名

運転免許に係る講習等に関する規則第1条に定める基準に適合する講習を受講します。

に改める。

別記様式第10号の11を削る。
 別記様式第27号中

特定講習の種別	取消処分者講習 初心運転者講習〔準中型・普通・大型二輪・普通二輪・原付〕	を
---------	---	---

特定講習の種別	取消処分者講習 初心運転者講習〔準中型・普通・大型二輪・普通二輪・原付〕 若年運転者講習	に
---------	--	---

改める。

別記様式第36号の2の次に次の1様式を加える。

別記様式第36号の3（第72条関係）

若年運転者講習結果報告書					
公安委員会 殿					年 月 日
指定講習機関名			管理者		
下記の者について、道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する講習を年 月 日に終了したので報告する。					

番号	氏名 生年月日	住 所	性 別	免許の 種 類	免許証番号	講 習 指 導 員 名

注 規格は、A列4番縦長とする。
別記様式第37号を次のように改める。

別記様式第37号（第73条関係）

特 定 講 習 実 施 記 録 簿

番号	受講者の住所	氏名		性別	特定講習の種別	免許証番号	講習実施日 実施指導員名	備考
		生	年 月 日					
				男 女	取 初 若 消 心 年			
				男 女	取 初 若 消 心 年			
				男 女	取 初 若 消 心 年			
				男 女	取 初 若 消 心 年			
				男 女	取 初 若 消 心 年			
				男 女	取 初 若 消 心 年			
				男 女	取 初 若 消 心 年			
				男 女	取 初 若 消 心 年			
				男 女	取 初 若 消 心 年			

			男 女	取 初 若	消 心 年			
			男 女	取 初 若	消 心 年			
			男 女	取 初 若	消 心 年			
			男 女	取 初 若	消 心 年			

- 注1 性別欄は、男性は男、女性は女を○で囲むこと。
- 2 特定講習の種別欄は、取消処分者講習は取消、初心運転者講習は初心、若年運転者講習は若年を○で囲むこと。
- 3 規格は、A列4番縦長とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の道路交通法施行細則及び第2条の規定による改正前の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の規定に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第245号

停止処分者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和4年5月13日

北海道警察本部長 扇 澤 昭 宏

停止処分者講習実施規程の一部を改正する規程
停止処分者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第88号）の一部を次のように改正する。

免許証 受領者名	講習申 出月日	免許証 有効期限	備 考

別記様式第5号中

を

講習申出月日	免許証有効期限	備考

に改める。

附 則

- この規程は、令和4年5月13日から施行する。
- この規程の施行の際現にこの規程による改正前の停止処分者講習実施規程に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。

北海道警察本部告示第246号

高齢者講習実施規程及び特定任意高齢者講習等実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月13日

北海道警察本部長 扇 澤 昭 宏

高齢者講習実施規程及び特定任意高齢者講習等実施規程の一部を改正する規程
(高齢者講習実施規程の一部改正)

第1条 高齢者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第89号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（講習実施基準）

第2条 講習は、別表第1の高齢者講習実施基準に従い実施するものとする。

2 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車による指導」という。）の課題及び実施要領は、別表第2に定めるとおりする。

3 講習は、普通自動車対応免許（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許をいう。第6条第1項において同じ。）以外の免許のみを受けている者及び運転技能検査対象者（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第34条の3第4項又は道路交通法施行令第37条の6の3に規定する基準に該当する者をいう。）に対する講習並びに臨時高齢者講習（法第101条の7第4項の規定により行う高齢者講習をいう。第16条第1項第1号において同じ。）と合同で実施することができる。

第4条第1号から第3号までを次のように改める。

(1) 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「運転適性検査器材による指導」という。）については、講習指導員（以下「指導員」という。）1人に対し、受講者5人以内を基準とするものとする。

(2) 実車による指導については、指導員1人に対し、受講者5人以内を基準とするものとする。この場合において、受講者1人当たりの指導時間を少なくともおおむね20分を確保するとともに、走行時間を少なくともおおむね10分間（ならし走行（講習に使用する車両の車両感覚に慣れさせることを目的として、受講者に当該車両を運転させることをいう。以下同じ。）の走行時間を除く。）とし、1,200メートル以上の距離（ならし走行の走行距離を除く。）を走行させて行うものとする。

(3) 指導員は、実車による指導においては、受講者の課題の履行状況、日常の運転頻度等について、運転評価票（別記様式第1号）を作成するものとする。

第4条第4号及び第5号を削り、同条第6号を同条第4号とする。

第5条第1号中「自動車等は、次のとおり」を「車両（以下「講習車両」という。）は、マニュアル式又はオートマチック式のものに補助ブレーキを備えた普通自動車」に改め、同号アからエまでを削る。

第6条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条第1項を次のように改める。

実車による指導において、受講者が身体に障害があることを理由に普通自動車対応免許に条件が付されている場合等のやむを得ない事情により、自己の保有する車両の持込

みを希望する場合には、当該車両が道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するものであり、かつ、指導員が走行順路の教示及び口頭による是正措置の指示等を明確に行うことができる場合に限り、当該車両の使用を認めるものとする。この場合において、当該受講者に対し、あらかじめ、講習手数料が減額されないことを教示するものとする。

第6条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「四輪車による」を削り、「道路交通法施行規則」の次に「（昭和35年総理府令第60号）」を加え、同項を同条第2項とし、同条第5項中「普通自動車にあっては車両の前後いずれかに、二輪車にあっては車両の後方のそれぞれ」を「車両の前後いずれかの」に改め、同項を同条第3項とする。

第11条第2項中「時」を「とき」に、「法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項に規定する認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）の結果通知書（75歳以上の者に限る。）並びに同条第3項」を「法第101条の4第5項」に、「求め、受講の要否、受講区分等を確認する」を「求める」に改める。

第13条第1項中「規則第36条の5第3項」を「道路交通法施行規則第38条第16項」に改める。

第14条第1項及び第15条中「時」を「とき」に改める。

第16条第1項第1号中「第29条の2の5第2項」を「第29条の2の6第2項」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 実車による指導は、受講者が適切に履行できなかった課題について重点的に指導し、自己の運転技能の現状を客観的に自覚させるとともに、受講者の運転技能の程度等に応じた指導を行うこと。

第16条第1項第3号及び第4号を削り、同条第2項に次の1号を加える。

(3) 第2条第3項の規定により講習を合同で実施する場合には、道路交通法施行令で定める違反行為を行った者が講習を受講していることを念頭に置き、その者のプライバシーの保護に配慮すること。

第16条の2を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

高齢者講習実施基準

講習方法	講習科目	講習細目	留意事項	時間
		開講	講習概要や受講上の留意事項等について説明する。	30分
1 講義	(1) 道路交通の現状と交通事故の実態	○ 地域における交通事故情勢	地域における事故多発路線・時間帯、事故類型、事故原因等のほか、四輪車事故及び二輪車事故の特徴等について、交	

		○ 高齢者の交通事故の実態 ○ 高齢者支援制度等の紹介	通事故事例に基づき指導する。 高齢運転者、高齢歩行者等の交通事故の実態について重点的に指導する。 申請取消しやサポートカー限定免許等の説明に併せて、地域の実態に応じた高齢者支援制度について紹介する。	
(2) 運転者の心構え	○ 安全運転の基本 ○ 交通事故の悲惨さ ○ シートベルト等の着用		交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務、交通事故を起こした場合の警察官への報告義務や負傷者の救護義務等について指導する。 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 後部座席を含むシートベルトの着用の徹底のほか、二輪車に乗車した場合のヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。	
(3) 安全運転の知識	○ 高齢者の特性を踏まえた運転方法 ○ 危険予測と回避方法等 ○ 改正された道路交通法令		認知機能を含む身体機能の変化について自覚させるとともに、それに応じた安全運転の方法について指導する。 高齢運転者による交通事故に多く見られる具体的危険場面を示し、事故原因や危険予測と回避方法等について理解させる。 受講者の前回の免許証の更新後において改正された道路交通法令のうち必要な事項等について説明する。	
2 運転適性検査器材による指導	運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による検査の結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下が運転に影響を及ぼす可能性があること等を理解させる。	30分
3 実車による指導	運転適性についての指導②	○ 事前説明 ○ ならし走行 ○ 課題	課題の実施前に、コースの周回要領等を含めた各課題の実施要領等に関する説明を行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させる。 原則として受講者ごとにおおむね300メートル、コースにおけるならし走行を行う。 コース内を走行して各課題を実施し、その履行状況を客観的に評価する。	60分

		○ 安全指導	適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認、操作不適、危険な運転個癖等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解さ				せる。	
				<ul style="list-style-type: none"> ○ 講習時間は、2時間（普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者又は運転技能検査対象者は3以外の受講とし、講習時間は1時間）とする。 ○ 1、2及び3の実施順序は問わないほか、1及び2については、それぞれを分割した上で連続して行わないことも可能とする。 ○ 1及び2については、3の順番待ちの時間に行うことも可能とする。 				
				別表第1の2から別表第1の4までを削る。				
				別表第2を次のように改める。				

別表第2（第2条関係）

実車による指導の課題及び指導要領

課題	内容	実施要領	留意事項
1 ならし走行	実車による指導の実施前に、受講者の緊張を和らげるとともに、車両感覚に慣れさせる。	ならし走行は、おおむね300メートルを目安に行うこと。	受講者から車両感覚がつかめないなどの申立てがあった場合には、安全性への配慮を行った上で、他の受講者に支障を及ぼさない範囲内において、例えば、道路標識等によって一時停止が指定された場所で車両を停止させ、その停止位置等を確認させるなどの措置を講じて差し支えない。
2 指示速度による走行	指定した走行区間を、指示した速度で走行することができるかどうかについて客観的評価を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本課題は1回行う。 ○ コースを走行中に、具体的な走行区間及び速度について、受検者等に対して「この道路で時速40キロメートルまで加速して走行してください。」などと明確に指示すること。 ○ 指示した速度よりおおむね時速10キロメートル遅い速度に一度も達しなかった場合又は指示した速度よりおおむね時速10キロメートル以上速い速度に一度でも達した場合は、課題速度不履行と評価すること。 	指定区間の距離については、実施機関の実情に応じて設定して差し支えないが、速度については、少なくとも時速30キロメートル以上に設定すること。
3 一時停止	道路標識等によって一時停止が指定された場所を走行させて、一時不停止の態様に応じて、一時不停止（小）又は一時不停止（大）のいずれかに該当するかどうかについて客観的評価を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本課題は2回行う。 ○ 車体の一部が、停止線を越えるまでに停止しなかったものの、車体の一部が交差道路の側線を延長した線を越えるまでに停止した場合は、一時不停止（小）と評価すること。 「車体の一部」とは、車体の最も先端の部分を行い、「停止線を越える」とは、停止線の最も交差点寄りの部分を越えた場合を行い、「交差道路の側線を延長した線を越える」とは、交差道路の路端を延長した線を越えた場合をいう。 ○ 車体の一部が、停止線を越えるまでに停止せず、かつ、車体の一部が交差道路の側線を延長した線を越えるまでに停止しなかった場合は、一時不停止（大）と評価すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交差道路の側線を延長した線は、いわゆる仮想線であるため、指導員の乗車位置から確認できるよう工夫を行う。 ○ 本課題では、停止位置不適に係る課題の不履行の評価の項目は設けていないことから、受検者等が当該一時停止の道路標識等を認知してこれに従うために停止線の手前からおおむね2メートル以上手前で停止した場合は、停止線の手前まで進行するよう指示するものとする。 なお、この際に停止線を越えて停止した場合には、不履行の評価を行う。 ○ 交差点の形状等によって課題の履行状況の評価に差異が生じることのないよう、丁字路又は十字路において行う。

4 右折・左折	(1) 右側通行 交差点を右折又は左折させる際、車体が道路の中央線から右の部分にはみ出した状態に応じて、右側通行(小)又は右側通行(大)のいずれかに該当するかどうかについて客観的評価を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本課題は、右折・左折それぞれ2回ずつ、合計4回行う。 ○ 車体の一部が、道路の中央線から右の部分にはみ出して通行した場合(車体の全部がはみ出した場合を除く。)は、右側通行(小)と評価すること。 「車体」とは、車両からドアミラーを除いたものをいい、「道路の中央線から右の部分にはみ出す」とは、車両の進行方向に向かい、道路の中央線の右端を越えた場合をいう。 ○ 車体の全部が、道路の中央線から右の部分にはみ出して通行した場合は、右側通行(大)と評価すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の損壊、道路工事その他の障害のため当該道路の左側部分を通行することができないときなど、道路交通法第17条第5項各号に該当する場合は、不履行の評価の対象とはならない。 ○ 右折を開始する前に、道路の中央線から右の部分にはみ出した場合についても、右折と同様に右側通行(小)又は右側通行(大)のいずれかで評価を行う。 ○ 直進走行時に、道路の中央線から右の部分にはみ出すなど、本課題実施中以外の場合に道路の中央線から右の部分にはみ出した場合については、本課題の不履行の評価の項目に該当しない。
	(2) 脱輪 交差点を右折又は左折させる際、縁石に車輪を乗り上げ、又はコースから車輪が落輪したかどうかについて客観的評価を行う。	小回りなどによって縁石に車輪を乗り上げ、又はコースから車輪が落輪した場合は、脱輪と評価すること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車輪が縁石に接触する接輪の場合や、車輪の接地面の一部がコースから逸脱したのみの場合は、不履行の評価の対象とならない。 ○ 右折・左折ともに2回行うため、脱輪については4回の評価の機会があることに留意する。
5 信号通過	信号機のある交差点を走行させて、信号無視の状態に応じて信号無視(小)又は信号無視(大)のいずれかに該当するかどうかについて客観的評価を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本課題は2回行う。 ○ 赤色信号が表示されているときに、車体の一部が停止線を越えるまでに停止しなかったものの、車体の一部が横断歩道に入るまでに停止した場合は、信号無視(小)と評価すること。 「赤色信号が表示されているとき」とは、車体の一部(車体の最も先端の部分)が停止線(停止線の最も交差点寄りの部分)を通過するときに赤色信号が表示されていることをいい、「車体の一部」とは、車体の最も先端の部分のいい、「停止線を越える」とは、停止線の最も交差点寄りの部分を越えた場合をいい、「横断歩道に入る」とは、車体の最も先端の部分が、横断歩道にかかった場合をいう。 ○ 赤色信号が表示されているときに、車体の一部が停止線を越えるまでに停止せず、かつ、車体の一部が横断歩道に入るまでに停止しなかった場合は、信号無視(大)と評価すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 黄色信号又は赤色点滅信号が表示されているときに、停止線手前で安全に停止することができたにもかかわらず、車体の一部が停止線を越えて停止した場合は、不履行の評価の対象としない。 ○ 本課題では、停止位置不適に係る不履行の評価を行っていないことから、受講者が当該信号機を認知してこれに従うために停止線の手前からおおむね2メートル以上手前で停止した場合は、停止線の手前まで進行するよう指示するものとする。 なお、この際に停止線を越えて停止した場合は、不履行の評価を行う。
6 段差乗り上げ	アクセルペダルを操作して段差に乗り上げ、その後、アクセルペダルとブレーキペダルを踏み換える操作を行い、車両を	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本課題は1回行う。 ○ 段差に両方の前タイヤが当たるところまで受講者に車をゆっくりと前進させ、段差に対して垂直に一旦停止させる。 ○ 次に、アクセルを踏んで発進させ、段差に乗り 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導員の乗車位置から、段差の端からおおむね1メートルの地点が確認できるよう工夫を行う。 ○ 段差については、クリープ現象では乗り越えられない程度の高さで差し支えないため、実施機関の実情に応じて適切に設定する。

	直ちに停止させることができるかどうかについて客観的評価を行う。	<p>上げたと同時に直ちにブレーキを踏んで停止するよう明確に指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 段差に乗り上げて停止した際、タイヤの中心から垂直に路面と交わる点から段差の端までの距離が、おおむね1メートルを超えた場合は、乗り上げ不適と評価すること。 ○ アクセル操作の不適等により、段差に乗り上げることができなかった場合は、乗り上げ不適と評価すること。 		
7 補助ブレーキ等	(1) 課題走行実施中の場合で、走行中の危険を回避するため、指導員がハンドル、ブレーキ等の操作の補助又は是正措置の指示を行ったときは、その状況について客観的評価を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衝突等の危険があると認められる場合で、当該危険を回避する目的のときに、補助ブレーキの操作等を行い、車両を停止させることができる。 「衝突等の危険があると認められる場合」とは、そのまま進行を続ければ、衝突等の差し迫った危険が発生する場合又は見通しの悪い交差点を進行するに当たり、交差道路を進行してくる車両の有無が判然としないなど、明らかに危険がないとはいえない状況において、減速及び安全確認を怠ったまま同交差点に進入しようとするなど、その運転行動自体に危険性が認められる場合をいう。 ○ 衝突等の危険が認められない場合においては、当該課題の評価項目における最も大きい評価を行うこととなるかどうかの判断が可能となるまで（例えば、信号通過の課題の場合は、赤色信号が表示されているときに停止線を通過した後、車体の一部が横断歩道にかかるかどうかの判断が可能となるまで）は、補助ブレーキの操作等を行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不履行の評価を行う必要がある場合は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 衝突等の危険があると認められる場合で、これを回避するために補助ブレーキの操作等を行うとき。 ・ 危険を回避するために安全運転支援装置が作動してアクセル、ブレーキ又はハンドルの操作が行われた場合 ○ 不履行の評価を行ってはならない場合は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 衝突等の危険があると認められない状況で、補助ブレーキの操作等を行う場合 ・ 補助ブレーキ等による不履行の評価と、課題における不履行の評価が競合した場合で、当該評価が、補助ブレーキ等による不履行の評価より大きいとき。 ・ 他の車両との衝突等の危険があると認めて補助ブレーキの操作等を行ったものの、これに至った原因が専ら当該他の車両の運転者側にある場合 	
	(2) 課題走行以外の場合で、走行中の危険を回避するため、指導員がハンドル・ブレーキ等の操作の補助又は是正措置の指示を行ったときは、その状況について客観的評価を行う。	衝突等の危険の存否にかかわらず、補助ブレーキの操作等を行うことができ、かつ、これによって車両を停止させることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不履行の評価を行う必要がある場合は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 衝突等の危険があると認められる場合で、これを回避するために補助ブレーキの操作等を行うとき。 ・ 危険を回避するために安全運転支援装置が作動してアクセル、ブレーキ又はハンドルの操作が行われた場合 ○ 不履行の評価を行ってはならない場合は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 衝突等の危険があると認められない状況で、補助ブレーキの操作等を行う場合 ・ 難易度の高い走行の実施中又は当該箇所に入及及び進出する際に、補助ブレーキの操作等を 	

			行う場合 ・ 指導員が走行順路を誤って教示したため受講者が走行順路を誤った場合又はやむを得ない事由が発生したため指導員の指示によって走行順路を変更した場合において、正規の走行順路に復帰するまでの間に、補助ブレーキの操作等を行うとき。 ・ 他の車両との衝突等の危険があると認めて補助ブレーキの操作等を行ったものの、これに至った原因が専ら当該他の車両の運転者側にある場合
8 その他	課題の中止	次のいずれかに該当したときは、実車による指導を中止するための要件として評価すること。 ・ 運転技能が著しく低いこと等により、おおむね20分間を大幅に経過しても課題が終了しないと見込まれるときは、課題を中止するための要件として評価を行う。ただし、課題走行の実施中における車両の故障等、受講者の責めに帰すべき事情がない場合を除く。 ・ 指導員が、実車による指導を安全かつ円滑に実施するために必要な指示をしたにもかかわらず、危険な走行を行うなど、正当な理由なくその指示に従わないときは、課題を中止するための要件として評価を行う。 ・ 受講者が人の死傷又は物の損壊を伴う事故を起こしたときは、課題を中止するための要件として評価を行う。ただし、当該事故について、受講者の責めに帰すべき事情がない場合を除く。	

別表第3及び別表第4を削る。

別記様式第1号及び別記様式第1号の2を次のように改める。

別記様式第1号（第4条関係）

（表面）

運転評価票

評価日 年 月 日		受講者	指導員
実施回数		課題	不履行の評価項目
1回目	2回目		
		指示速度による走行	課題速度不履行

	一時停止	一時不停止（小）	
		一時不停止（大）	
	右折	脱輪	
		右側通行（小）	
		右側通行（大）	
		脱輪	

	左 折	右側通行 (小)		
		右側通行 (大)		
	信号通過	信号無視 (小)		
		信号無視 (大)		
	段差乗り上げ	乗り上げ不適		
補助ブレーキ等				
<input type="checkbox"/> 時間超過 <input type="checkbox"/> 指示違反 <input type="checkbox"/> 事故				

- 実車による指導の中止
 普通自動車を運転することができる第二種免許保有

(メモ)

注 規格は、A列4番縦長とする。

(裏面)

フリガナ		
氏 名		
生年月日	大 正 和	年 月 日 (歳)

日ごろ車を運転 していますか	<input type="checkbox"/> 最近3年ぐらい (前回の免許証更新時以降) は運転をしていない <input type="checkbox"/> 最近3年ぐらい (前回の免許証更新時以降) の間に運転をしている <input type="checkbox"/> 分からない
-------------------	---

《車を運転する前の事前説明》

これから、一時停止や信号通過など、いくつかの課題を行っていただきます。それぞれの課題を走行するときだけでなく、全体を通して法令を守った安全な走行を行ってください。

- 1 走行速度を指示された区間では、指示された速度のプラス・マイナス10キロメートル毎時以内で走行してください。

- 一時停止の標識がある場合は、必ず停止線の手前で完全に停止してください。ブレーキペダルを踏むだけでなく、車を完全に停止させる必要があります。停止した際には、車の先端が少しでも停止線を越えてしまうことのないようにしてください。
- 右折や左折をする際には、車の一部であっても反対車線に入ってしまうことのないようにしてください。
- 信号は必ず守ってください。赤信号のときは、停止線の手前で完全に停止してください。この際も、車の先端が少しでも停止線を越えてしまうことのないようにしてください。
- 段差乗り上げは、アクセルペダルを踏んで段差に乗り上げた後、すぐにブレーキペダルに踏み換えて停止していただく課題です。段差乗り上げの際には、段差に乗り上げたらずちにブレーキペダルを踏んで停止してください。
- 他の車などに衝突の危険がある場合には、指導員が補助ブレーキを踏むことなどがあります。そのような交通事故の危険が発生しないよう、課題を走行するときだけでなく、全体を通して安全運転を心がけてください。

別記様式第1号の2 削除

別記様式第1号の3注中4の事項を削る。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号 (第9条関係)

高齢者講習実施計画書		
年 月 日		
公安委員会 殿		
(受託者) 所在地 氏名又は名称		
<p>道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第7章の2の規定による高齢者講習を次のとおり実施することとしたので、承認願いたく計画書を提出します。</p>		
講習実施期間	講習場所数	講習予定人員
年 月 ~ 年 月	箇所	人
講習体制		

第1条中「(第2章において「講習」という。)及び第7章の6のチャレンジ講習(第3章において「講習」という。)」を「(以下「講習」という。)」に改める。

第2条第1項中「第2条第1項第1号の表1の項又は同条第1項第2号の表1の項に掲げる受講者の区分に応じて行われる」を「。以下「講習規則」という。)第1条に掲げる基準に適合する」に改め、同条第2項を削る。

「第2章 特定任意高齢者講習」を削る。

第5条に次の1項を加える。

2 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導(以下「実車による指導」という。)の課題及び指導要領は、別表2に定めるとおりとする。

第7条を次のように改める。

(講習方法)

第7条 講習方法は、第5条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

- 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導(以下「運転適性検査器材による指導」という。)については、講習指導員(以下「指導員」という。)1人に対し、受講者5人以内を基準とするものとする。
- 実車による指導については、指導員1人に対し、受講者5人以内を基準とするものとする。この場合において、受講者1人当たりの指導時間を少なくともおおむね20分を確保するとともに、走行時間を少なくともおおむね10分間(ならし走行(講習に使用する車両の車両感覚に慣れさせることを目的として、受講者に当該車両を運転させることをいう。以下同じ。))の走行時間を除く。)とし、1,200メートル以上の距離(ならし走行の走行距離を除く。)を走行させて行うものとする。
- 指導員は、実車による指導においては、受講者の課題の履行状況、日常の運転頻度等について、運転評価票(別記様式第1号)を作成するものとする。
- 受講者の体調又は降雪等の悪天候により、実車による指導が困難な場合は、運転シミュレーターを使用するなどの措置を講ずることにより、運転操作の指導を行うものとする。

第8条の次に次の1条を加える。

(講習車両)

第8条の2 実車による指導に使用する車両(以下「講習車両」という。)は、マニュアル式又はオートマチック式のものに補助ブレーキを備えた普通自動車とする。

2 講習において、特定後写鏡等条件(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第23条第1項の表聴力の項第2号に規定する特定後写鏡等を使用すべきこととする条件をいう。)が付されている者に対しては、当該特定後写鏡等を使用することとする。

3 講習車両には、車両の前後いずれかの見やすい位置に、標識(別記様式第1号の2)を表示しなければならない。

第9条第1項中「別記様式第1号」を「別記様式第1号の3」に改める。

第10条第1項中「するとともに、受講者数が受入限度数を超えることのないように調整して申込みを受け、講習の当日に受講者から受講申請書に講習手数料として所要の北海道収入証紙を貼付」を削り、同条第2項中「及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項に規定する認知機能検査(以下「認知機能検査」という。)の結果通知書(75歳以上の者に限る。)の提示を求め、受講の要否、受講区分等を確認する」を「の提示を求める」に改める。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第3章を削る。

別表1及び別表2を次のように改める。

別表1 (第5条関係)

特定任意高齢者講習実施基準

講習方法	講習科目	講習細目	留意事項	時間
		開講	講習概要や受講上の留意事項等について説明する。	30分
1 講義	(1) 道路交通の現状と交通事故の実態	○ 地域における交通事故情勢 ○ 高齢者の交通事故の実態 ○ 高齢者支援制度等の紹介	地域における事故多発路線・時間帯、事故類型、事故原因等のほか、四輪車事故及び二輪車事故の特徴等について、交通事故事例に基づき指導する。 高齢運転者、高齢歩行者等の交通事故の実態について重点的に指導する。 申請取消しやサポートカー限定免許等の説明に併せて、地域の実態に応じた高齢者支援制度について紹介する。	
	(2) 運転者の心構え	○ 安全運転の基本 ○ 交通事故の悲惨さ ○ シートベルト等の着用	交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務、交通事故を起こした場合の警察官への報告義務や負傷者の救護義務等について指導する。 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 後部座席を含むシートベルトの着用の徹底のほか、二輪車に乗車した場合のヘルメット及びプロテクターの着用について	

			でも指導する。						
	(3) 安全運転の知識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の特性を踏まえた運転方法 ○ 危険予測と回避方法等 ○ 改正された道路交通法令 	<p>認知機能を含む身体機能の変化について自覚させるとともに、それに応じた安全運転の方法について指導する。</p> <p>高齢運転者による交通事故に多く見られる具体的危険場面を示し、事故原因や危険予測と回避方法等について理解させる。</p> <p>受講者の前回の免許証の更新後において改正された道路交通法令のうち必要な事項等について説明する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ○ ならし走行 ○ 課題 ○ 安全指導 	<p>る。</p> <p>原則として受講者ごとにおおむね300メートル、コースにおけるならし走行を行う。</p> <p>コース内を走行して各課題を実施し、その履行状況を客観的に評価する。</p> <p>適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認、操作不適、危険な運転個癖等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させる。</p>		
2	運転適性検査器材による指導	運転適性についての指導①	運転適性検査器材による検査の結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下が運転に影響を及ぼす可能性があること等を理解させる。	30分					
3	実車による指導	運転適性についての指導②	○ 事前説明	60分					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 講習時間は、2時間（普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者又は運転技能検査対象者は3以外の受講とし、講習時間は1時間）とする。 ○ 1、2及び3の実施順序は問わないほか、1及び2については、それぞれを分割した上で連続して行わないことも可能とする。 ○ 1及び2については、3の順番待ちの時間に行うことも可能とする。 									

別表2（第5条関係）

実車による指導の課題及び指導要領

課題	内容	実施要領	留意事項
1 ならし走行	実車による指導の実施前に、受講者の緊張を和らげるとともに、車両感覚に慣れさせる。	ならし走行は、おおむね300メートルを目安に行うこと。	受講者から車両感覚がつかめないなどの申立てがあった場合には、安全性への配慮を行った上で、他の受講者に支障を及ぼさない範囲内において、例えば、道路標識等によって一時停止が指定された場所で車両を停止させ、その停止位置等を確認させるなどの措置を講じて差し支えない。
2 指示速度による走行	指定した走行区間を、指示した速度で走行することができるかどうかについて客観的評価を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本課題は1回行う。 ○ コースを走行中に、具体的な走行区間及び速度について、受検者等に対して「この道路で時速40キロメートルまで加速して走行してください。」などと明確に指示すること。 ○ 指示した速度よりおおむね時速10キロメートル遅い速度に一度も達しなかった場合又は指示した速度よりおおむね時速10キロメートル以上速い速度に一度でも達した場合は、課題速度不履行と評価すること。 	指定区間の距離については、実施機関の実情に応じて設定して差し支えないが、速度については、少なくとも時速30キロメートル以上に設定すること。
3 一時停止	道路標識等によって一時停止が指定された場所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本課題は2回行う。 ○ 車体の一部が、停止線を越えるまでに停止しな 	○ 交差道路の側線を延長した線は、いわゆる仮想線であるため、指導員の乗車位置から確認できる

	を走行させて、一時不停止の態様に依じて、一時不停止（小）又は一時不停止（大）のいずれかに該当するかどうかについて客観的評価を行う。	<p>かったものの、車体の一部が交差道路の側線を延長した線を越えるまでには停止した場合は、一時不停止（小）と評価すること。</p> <p>「車体の一部」とは、車体の最も先端の部分をいい、「停止線を越える」とは、停止線の最も交差点寄りの部分を越えた場合をいい、「交差道路の側線を延長した線を越える」とは、交差道路の路端を延長した線を越えた場合をいう。</p> <p>○ 車体の一部が、停止線を越えるまでに停止せず、かつ、車体の一部が交差道路の側線を延長した線を越えるまでに停止しなかった場合は、一時不停止（大）と評価すること。</p>	<p>よう工夫を行う。</p> <p>○ 本課題では、停止位置不適に係る課題の不履行の評価の項目は設けていないことから、受検者等が当該一時停止の道路標識等を認知してこれに従うために停止線の手前からおおむね2メートル以上手前で停止した場合は、停止線の手前まで進行するよう指示するものとする。</p> <p>なお、この際に停止線を越えて停止した場合には、不履行の評価を行う。</p> <p>○ 交差点の形状等によって課題の履行状況の評価に差異が生じることのないよう、丁字路又は十字路において行う。</p>
4 右折・左折	<p>(1) 右側通行 交差点を右折又は左折させる際、車体が道路の中央線から右の部分にはみ出した態様に依じて、右側通行（小）又は右側通行（大）のいずれかに該当するかどうかについて客観的評価を行う。</p> <p>(2) 脱輪 交差点を右折又は左折させる際、縁石に車輪を乗り上げ、又はコースから車輪が落輪したかどうかについて客観的評価を行う。</p>	<p>○ 本課題は、右折・左折それぞれ2回ずつ、合計4回行う。</p> <p>○ 車体の一部が、道路の中央線から右の部分にはみ出して通行した場合（車体の全部がはみ出した場合を除く。）は、右側通行（小）と評価すること。</p> <p>「車体」とは、車両からドアミラーを除いたものをいい、「道路の中央線から右の部分にはみ出す」とは、車両の進行方向に向かい、道路の中央線の右端を越えた場合をいう。</p> <p>○ 車体の全部が、道路の中央線から右の部分にはみ出して通行した場合は、右側通行（大）と評価すること。</p> <p>小回りなどによって縁石に車輪を乗り上げ、又はコースから車輪が落輪した場合は、脱輪と評価すること。</p>	<p>○ 道路の損壊、道路工事その他の障害のため当該道路の左側部分を通行することができないときなど、道路交通法第17条第5項各号に該当する場合は、不履行の評価の対象とはならない。</p> <p>○ 右折を開始する前に、道路の中央線から右の部分にはみ出した場合についても、右折と同様に右側通行（小）又は右側通行（大）のいずれかで評価を行う。</p> <p>○ 直進走行時に、道路の中央線から右の部分にはみ出すなど、本課題実施中以外の場合に道路の中央線から右の部分にはみ出した場合については、本課題の不履行の評価の項目に該当しない。</p> <p>○ 車輪が縁石に接触する接輪の場合や、車輪の接地面部の一部がコースから逸脱したのみの場合は、不履行の評価の対象とならない。</p> <p>○ 右折・左折ともに2回行うため、脱輪については4回の評価の機会があることに留意する。</p>
5 信号通過	信号機のある交差点を走行させて、信号無視の態様に依じて信号無視（小）又は信号無視（大）のいずれかに該当するかどうかについて客観的評価を行う。	<p>○ 本課題は2回行う。</p> <p>○ 赤色信号が表示されているときに、車体の一部が停止線を越えるまでに停止しなかったものの、車体の一部が横断歩道に入るまでに停止した場合は、信号無視（小）と評価すること。</p> <p>「赤色信号が表示されているとき」とは、車体の一部（車体の最も先端の部分）が停止線（停止線の最も交差点寄りの部分）を通過するときに赤色信号が表示されていることをいい、「車体の一部」とは、車体の最も先端の部分をいい、「停止線を越える」とは、停止線の最も交差点寄りの部</p>	<p>○ 黄色信号又は赤色点滅信号が表示されているときに、停止線手前で安全に停止することができたにもかかわらず、車体の一部が停止線を越えて停止した場合は、不履行の評価の対象としない。</p> <p>○ 本課題では、停止位置不適に係る不履行の評価を行っていないことから、受講者が当該信号機を認知してこれに従うために停止線の手前からおおむね2メートル以上手前で停止した場合は、停止線の手前まで進行するよう指示するものとする。</p> <p>なお、この際に停止線を越えて停止した場合には、不履行の評価を行う。</p>

		<p>分を越えた場合をいい、「横断歩道に入る」とは、車体の最も先端の部分が、横断歩道上にかかった場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 赤色信号が表示されているときに、車体の一部が停止線を越えるまでに停止せず、かつ、車体の一部が横断歩道に入るまでに停止しなかった場合は、信号無視（大）と評価すること。 	
6 段差乗り上げ	<p>アクセルペダルを操作して段差に乗り上げ、その後、アクセルペダルとブレーキペダルを踏み換える操作を行い、車両を直ちに停止させることができるかどうかについて客観的評価を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本課題は1回行う。 ○ 段差に両方の前タイヤが当たるところまで受講者に車をゆっくりと前進させ、段差に対して垂直に一旦停止させる。 ○ 次に、アクセルを踏んで発進させ、段差に乗り上げたと同時に直ちにブレーキを踏んで停止するよう明確に指示する。 ○ 段差に乗り上げて停止した際、タイヤの中心から垂直に路面と交わる点から段差の端までの距離が、おおむね1メートルを超えた場合は、乗り上げ不適と評価すること。 ○ アクセル操作の不適等により、段差に乗り上げることができなかった場合は、乗り上げ不適と評価すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導員の乗車位置から、段差の端からおおむね1メートルの地点が確認できるよう工夫を行う。 ○ 段差については、クリープ現象では乗り越えられない程度の高さで差し支えないため、実施機関の実情に応じて適切に設定する。
7 補助ブレーキ等	<p>(1) 課題走行実施中の場合で、走行中の危険を回避するため、指導員がハンドル、ブレーキ等の操作の補助又は是正措置の指示を行ったときは、その状況について客観的評価を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衝突等の危険があると認められる場合で、当該危険を回避する目的のときに、補助ブレーキの操作等を行い、車両を停止させることができる。 「衝突等の危険があると認められる場合」とは、そのまま進行を続ければ、衝突等の差し迫った危険が発生する場合又は見通しの悪い交差点を進行するに当たり、交差道路を進行してくる車両の有無が判然としないなど、明らかに危険がないとはいえない状況において、減速及び安全確認を怠ったまま同交差点に進入しようとするなど、その運転行動自体に危険性が認められる場合をいう。 ○ 衝突等の危険が認められない場合においては、当該課題の評価項目における最も大きい評価を行うこととなるかどうかの判断が可能となるまで（例えば、信号通過の課題の場合は、赤色信号が表示されているときに停止線を通過した後、車体の一部が横断歩道にかかるかどうかの判断が可能となるまで）は、補助ブレーキの操作等を行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不履行の評価を行う必要がある場合は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 衝突等の危険があると認められる場合で、これを回避するために補助ブレーキの操作等を行うとき。 ・ 危険を回避するために安全運転支援装置が作動してアクセル、ブレーキ又はハンドルの操作が行われた場合 ○ 不履行の評価を行ってはならない場合は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 衝突等の危険があると認められない状況で、補助ブレーキの操作等を行う場合 ・ 補助ブレーキ等による不履行の評価と、課題における不履行の評価が競合した場合で、当該評価が、補助ブレーキ等による不履行の評価より大きいとき。 ・ 他の車両との衝突等の危険があると認めて補助ブレーキの操作等を行ったものの、これに至った原因が専ら当該他の車両の運転者側にある場合
	<p>(2) 課題走行以外の場合で、走行中の危険を回</p>	<p>衝突等の危険の存否にかかわらず、補助ブレーキの操作等を行うことができ、かつ、これによって車</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不履行の評価を行う必要がある場合は、次のとおりとする。

	<p>避するため、指導員がハンドル・ブレーキ等の操作の補助又は是正措置の指示を行ったときは、その状況について客観的評価を行う。</p>	<p>両を停止させることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衝突等の危険があると認められる場合で、これを回避するために補助ブレーキの操作等を行うとき。 ・ 危険を回避するために安全運転支援装置が作動してアクセル、ブレーキ又はハンドルの操作が行われた場合 <p>○ 不履行の評価を行ってはならない場合は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衝突等の危険があると認められない状況で、補助ブレーキの操作等を行う場合 ・ 難易度の高い走行の実施中又は当該箇所に進入及び進出する際に、補助ブレーキの操作等を行う場合 ・ 指導員が走行順路を誤って教示したため受講者が走行順路を誤った場合又はやむを得ない事由が発生したため指導員の指示によって走行順路を変更した場合において、正規の走行順路に復帰するまでの間に、補助ブレーキの操作等を行うとき。 ・ 他の車両との衝突等の危険があると認めて補助ブレーキの操作等を行ったものの、これに至った原因が専ら当該他の車両の運転者側にある場合
<p>8 その他</p>	<p>課題の中止</p>	<p>次のいずれかに該当したときは、実車による指導を中止するための要件として評価すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転技能が著しく低いこと等により、おおむね20分間を大幅に経過しても課題が終了しないと見込まれるときは、課題を中止するための要件として評価を行う。ただし、課題走行の実施中における車両の故障等、受講者の責めに帰すべき事情がない場合を除く。 ・ 指導員が、実車による指導を安全かつ円滑に実施するために必要な指示をしたにもかかわらず、危険な走行を行うなど、正当な理由なくその指示に従わないときは、課題を中止するための要件として評価を行う。 ・ 受講者が人の死傷又は物の損壊を伴う事故を起こしたときは、課題を中止するための要件として評価を行う。ただし、当該事故について、受講者の責めに帰すべき事情がない場合を除く。 	

別表3及び別表4を削る。

別記様式第1号を別記様式第1号の3とし、同様式の前に次の2様式を加える。

別記様式第1号（第7条関係）

（表面）

運転評価票

評価日 年 月 日	受講者	指導員
--------------	-----	-----

実施回数		課題	不履行の評価項目	不履行の評価項目	
1回目	2回目			1回目	2回目
		指示速度による走行	課題速度不履行		
		一時停止	一時不停止（小）		
			一時不停止（大）		
		右 折	脱輪		
			右側通行（小）		
			右側通行（大）		
		左 折	脱輪		
			右側通行（小）		
			右側通行（大）		
		信号通過	信号無視（小）		
			信号無視（大）		
		段差乗り上げ	乗り上げ不適		
補助ブレーキ等					
<input type="checkbox"/> 時間超過		<input type="checkbox"/> 指示違反		<input type="checkbox"/> 事故	

- 実車による指導の中止
- 普通自動車を運転することができる第二種免許保有

（メモ）

注 規格は、A列4番縦長とする。

（裏面）

フリガナ		
氏 名		
生年月日	大 正 和	年 月 日（ 歳）

日ごろ車を運転 していますか	<input type="checkbox"/> 最近3年ぐらい（前回の免許証更新時以降）は運転をしていない
	<input type="checkbox"/> 最近3年ぐらい（前回の免許証更新時以降）の間に運転をしている
	<input type="checkbox"/> 分からない

《車を運転する前の事前説明》

これから、一時停止や信号通過など、いくつかの課題を行っていただきます。それぞれの課題を走行するときだけでなく、全体を通して法令を守った安全な走行を行ってください。

- 1 走行速度を指示された区間では、指示された速度のプラス・マイナス10キロメートル毎時以内で走行してください。
- 2 一時停止の標識がある場合は、必ず停止線の手前で完全に停止してください。ブレーキペダルを踏むだけでなく、車を完全に停止させる必要があります。停止した際には、車の先端が少しでも停止線を越えてしまうことのないようにしてください。
- 3 右折や左折をする際には、車の一部であっても反対車線に入ってしまうことのないようにしてください。
- 4 信号は必ず守ってください。赤信号のときは、停止線の手前で完全に停止してください。この際も、車の先端が少しでも停止線を越えてしまうことのないようにしてください。

次に掲げる方法により行うものとする。

ア コース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査（以下「実車による検査」という。）は、講習車両1台につき、講習指導員等1人と受講者3人が乗車し、受講者に交替で運転させるものとする。

イ 講習指導員等は、筆記による運転適性検査及び実車による検査の結果に基づき、受講者一人一人に対して個別の指導を行うものとする。

(2) 講習に使用する教材は、性格と運転の概説に関する視聴覚教材及び感情制御能力、自己の運転技能に対する客観的評価能力等の養成に資する教本で北海道警察本部交通部長（以下「交通部長」という。）が指定するもの並びに運転適性検査用紙とする。

（講習会場の表示）

第6条 規則第36条の11の4第1項に規定する講習会場には、北海道公安委員会（以下「道公安委員会」という。）又は方面公安委員会が行う講習にあっては「若年運転者講習会場○○公安委員会」と、指定講習機関が行う講習にあっては「○○公安委員会指定講習機関若年運転者講習会場」と各会場の入口に看板等で表示するものとする。

（講習実施責任者）

第7条 北海道警察本部（以下「警察本部」という。）及び方面本部並びに指定講習機関に講習実施責任者（以下「責任者」という。）を置くものとする。

2 責任者には、警察本部にあっては交通部運転免許センター運転免許試験課長、方面本部にあっては交通課長、指定講習機関にあっては管理者をもって充てるものとする。

3 責任者は、講習の実施に関する事務を適正に行うとともに、講習会場に係る施設について管理し、講習が安全かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

（講習指導員の選任）

第8条 講習指導員については、道公安委員会が行う講習においては交通部長、方面公安委員会が行う講習においては当該方面本部長が、規則第36条の11の5に規定する講習指導員の要件に該当する職員のうちから選任する。

（講習計画の承認）

第9条 責任者は、1か月ごとに若年運転者講習実施計画書（別記第2号様式）を策定し、交通部長又は方面本部長の承認を受けなければならない。

（講習の通知等）

第10条 北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課長又は方面本部の交通課長（以下「本部主管課長」という。）は、講習の対象者に対し道路交通法施行規則第38条の4の2の2第1項に規定する若年運転者講習通知書（以下「通知書」という。）に講習の日時及び場所を指定し、封書による配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち配

達証明郵便に準ずるもので通知するものとする。

2 通知書には、次に掲げる事項を記載した書面を添付するものとする。

(1) 講習の所要時間

(2) 携行品（通知書、運転免許証、筆記用具、講習手数料等）

(3) 服装等受講上の注意事項

3 本部主管課長は、講習の対象者から、指定された講習の日時又は場所での受講が困難でありその変更を希望する旨の申出を受けた場合において、当該対象者が第1項に規定する通知を受けた日の翌日から起算して1か月以内の期間（以下「受講期間」という。）において受講の機会を確保できるときは、変更を認めて受講させるものとする。

4 本部主管課長は、講習の対象者から、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の11に規定するやむを得ない理由により受講期間に講習を受講することができないためその後の受講を希望する旨の申出を受けた場合は、当該理由のあることを証するに足りる書類を提出させ、当該書類により当該理由の確認ができたときに限り、速やかに、講習の日時及び場所を指定して受講させるものとする。

5 本部主管課長は、指定講習機関の講習の受講予定者を確認した場合は、当該指定講習機関に対し若年運転者講習受講予定者通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。
（講習の移送）

第11条 本部主管課長は、前条第1項の規定による通知をしようとする場合において、講習の対象者がその住所地を他の都府県又は他の方面管内に変更していたときは、当該対象者に対し、速やかに、住所変更の届出を行うよう指導するとともに、現にその住所地を管轄する公安委員会（以下この条において「新公安委員会」という。）に対し若年運転者講習移送通知書（別記第4号様式。以下この条において「移送通知書」という。）を送付するものとする。この場合において、移送通知書の送付を受けた新公安委員会（道公安委員会又は方面公安委員会に限る。）に係る本部主管課長は、当該対象者に対し、速やかに、同項の規定による通知をするものとする。

2 本部主管課長は、前条第1項に規定する通知をした後に、講習の対象者が他の都府県又は他の方面管内に住所地を変更した場合であって、新公安委員会が行う講習の受講を希望するときは、当該対象者に対し、速やかに、住所変更の届出を行った上で、新公安委員会に受講の申出を行うよう指導するものとする。この場合において、当該対象者の旧住所地を管轄する道公安委員会又は方面公安委員会に係る本部主管課長は、新公安委員会からの連絡に基づき、新公安委員会に対し移送通知書を送付するものとする。

（講習の受付等）

第12条 責任者は、講習を受けようとする者から受講の申請があった場合には、講習手数料及び通知手数料として、規則第36条の11の6第2項に規定する若年運転者講習受講申請書及び若年運転者講習通知手数料納付書（別記第5号様式）にそれぞれ所要の北海道収入証

紙を貼付させて受け付けるものとする。ただし、指定講習機関が行う講習に係る講習手数料の納付方法については、指定講習機関の定めるところによる。

2 責任者は、前項の場合においては、講習を受けようとする者から通知書の提出を受けるとともに、運転免許証によりその者が講習の対象者であることの確認を行うものとする。

3 責任者は、若年運転者講習受講申請書に基づき、講習日別に若年運転者講習受講者名簿（別記第6号様式）を作成するものとする。
（若年運転者講習終了証明書の交付）

第13条 責任者は、講習を終了した者に対し、講習会場において規則第36条の11の6第3項に規定する若年運転者講習終了証明書を交付するものとする。
（結果報告）

第14条 責任者は、毎月の講習実施結果を取りまとめ、翌月の10日までに、若年運転者講習実施結果報告書（別記第7号様式）により交通部長又は方面本部長に報告しなければならない。
（事故防止）

第15条 講習指導員等は、実車による検査を実施する場合には、講習車両の運行前の点検を励行するとともに、運転者に座席ベルトを装着させるなど、講習の実施に係る事故の未然防止に努めなければならない。

2 講習指導員等は、講習中に事故が発生したときは、負傷者の救護その他応急の措置を講ずるとともに、速やかに、事故の発生日時及び場所、負傷者の数及び負傷の程度並びに事故の状況を責任者に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告を受けた責任者（指定講習機関の責任者に限る。）は、速やかに、その内容を本部主管課長に報告しなければならない。
（簿冊の備付け）

第16条 責任者は、次に掲げる簿冊を備え付け、講習事務の実施状況を明らかにしておくものとする。

- (1) 若年運転者講習実施計画書
- (2) 若年運転者講習受講者名簿
- (3) 若年運転者講習終了証明書控簿
- (4) その他必要な簿冊

2 前項の簿冊の保存期間は、講習事務を完了した日の属する年度の翌月から2年間とする。

附 則

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

別表（第4条関係）

若年運転者講習実施基準

- 1 第1日目

講習科目	内 容	指導要領	時間
(1) 運転適性検査	運転適性検査（科警研編73C型）を実施する。	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、運転適性検査（科警研編73C型）を実施する。 自分の力を出し切るよう指導する。	60分
(2) 技能録画①（実車）	受講者の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	受講者の運転姿勢を映像として記録する。 受講者の運転について映像を記録する。	60分
(3) 性格と運転の概説（座学）	視聴覚教材や運転適性検査（科警研編73C型）の結果により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを理解させる。	性格と運転行動の関係について、自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 運転適性検査（科警研編73C型）の結果を受講者に渡した上で、安全な運転の在り方について指導・助言を行う。 運転適性検査（科警研編73C型）の結果における長所については褒める一方、短所については表れやすい運転行動を例示として挙げ、自己の運転行動を見つめ直すきっかけを作る。	60分
(4) 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①（座学）	運転適性検査（科警研編73C型）の結果及び技能録画①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させるとともに、様々な心理的特性と運転行動の関係について理解させる。	録画映像の観察に先立ち、「技能録画①」における運転について受講者に点数形式で自己評価をさせ、減点要因を受講者に語らせることにより（満点評価した場合には現状維持又はそれ以上を目指すための要因を語らせることにより）、受講者の運転に対する主観的評価を把握する。 運転適性検査（科警研編73C型）の結果及び本項目開始時における自己評価結果を踏まえ、技能録画①において録画した自己の運転状況の映像（一部で構わない。）を観察し、問題（危険性がある運転行為等）があった運転場面について、受講者自身に、何が問題であったのか、自己の心理的特性がどのように運転行動に影響したのか、また、心理的特性の短所について、どのように意識して行動したら補うことができるのかについて、講習指導員とデ	60分

		ディスカッションすることにより考えさせ、心理的特性が運転行動に与える影響を理解させるとともに、客観的評価と主観的評価の相違を理解させる。	
(5) 安全運転のための指導①(実車)	実車を講習指導員が同乗した上で運転させ、運転適性検査(科警研編73C型)の結果及び「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」を踏まえ、受講者の弱点となる場面について重点的に指導を行う。		60分

2 第2日目

講習科目	内容	指導要領	時間
(1) 技能録画②(実車)	受講者の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	受講者の運転姿勢を映像として記録する。 受講者の運転について映像を記録する。	60分
(2) 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②(座学)	各受講者の技能録画②で録画した映像に基づき、運転適性検査(科警研編73C型)の結果を踏まえることにより、運転行動にどのような変化が生じたかを理解させる。	録画映像の観察に先立ち、「技能録画②」における運転について受講者に点数形式で自己評価をさせ、減点要因を受講者に語らせることにより(満点評価した場合には現状維持又はそれ以上を目指すための要因を語らせることにより)、受講者の運転に対する主観的評価を把握するほか、運転適性検査(科警研編73C型)の結果を踏まえ、講習全般について、どのような点について注意して運転していたのか、講習生に意見を述べさせる。 自己の心理的特性を踏まえた運転をすることにより、自己の運転行動にどのような変化が生じたのか(可能な限り、技能録画①において録画した映像(一部で構わない。)と技能録画②において録画した映像(一部で構わない。)を比較するなどしてその違いを視覚的にも明らかにする。)を、講習指導員とディスカッションすることによって理解させるとともに、各受講者の運転適性検査(科警研編73C型)の	60分

		結果及び1日目と2日目に実施した自己評価の結果を踏まえた指導を行い、今後も自身の運転を客観的に反省することができるよう意識付けを行う。	
(3) 安全運転のための指導②(実車)	実車を講習指導員が同乗した上で運転させ、運転適性検査(科警研編73C型)の結果及び「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」を踏まえ、受講者の弱点となる場面について重点的に指導を行うほか、講習の総まとめとして、交通違反や交通事故につながりやすい運転行動及び心理的特性について解説し、いかなる状況においても安全運転を心掛けるよう指導を行う。		60分
(4) 講習全体の振り返り(座学)	受講者に対して発言を促しながら質疑応答を行い、講習全体を通じての感想文をまとめさせる。		60分

別記第1号様式(第3条関係)



注1 金属、木その他の材料を用い、使用に十分耐えるものとする。

公安委員会 殿

公安委員会 印

下記の者について若年運転者講習移送通知書を送付する。

住	所	
氏	名	
生	年 月 日	
免 許 証	番 号	
	交付公安委員会	
免 許 の 種 類	交 付 年 月 日	
講 習 を し ょ う と す る 理 由		
備 考		

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第5号様式（第12条関係）

若年運転者講習通知手数料納付書

年 月 日

公安委員会 殿

住 所

氏 名

北海道公安委員会手数料条例第2条第1項の規定により、若年運転者講習通知手数料を納付します。

講習月日

年 月 日

講習場所

収入証紙貼付欄

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第6号様式（第12条関係）

若年運転者講習受講者名簿

講習日 第1日目 年 月 日
第2日目 年 月 日

講習会場（ ）

注 規格は、A列4番縦長とする。

北海道警察本部告示第248号

平成18年北海道警察本部告示第47号（北海道警察本部告示の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する告示）の一部を次のように改正し、令和4年5月13日から施行する。

令和4年5月13日

北海道警察本部長 扇 澤 昭 宏

別表第1中

「夏期冬道安全運転講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第25号）」	第15条第1項及び第2項
「取消処分者講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第45号）」	第17条、第20条第1項及び第2項

を

「取消処分者講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第45号）」	第17条、第20条第1項及び第2項
----------------------------------	-------------------

に、

「免許取得時講習実施規程（平成6年北海道警察本部告示第32号）」	第16条第1項及び第2項
----------------------------------	--------------

を

「免許取得時講習実施規程（平成19年北海道警察本部告示第69号）」	第16条第1項及び第2項
-----------------------------------	--------------

に、

「特定任意高齢者講習等実施規程（平成14年北海道警察本部告示第99号）」	第19条第1項、第2項、第31条第1項及び第2項
--------------------------------------	--------------------------

を

「特定任意高齢者講習実施規程（平成14年北海道警察本部告示第99号）」	第18条第1項及び第2項
-------------------------------------	--------------

に改め、同表に次のように加える。

「若年運転者講習実施規程（令和4年北海道警察本部告示第247号）」	第16条第1項及び第2項
-----------------------------------	--------------

別表第2に次のように加える。

「若年運転者講習実施規程（令和4年北海道警察本部告示第247号）」	第12条第3項
-----------------------------------	---------